

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	44 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで  
③ 平成3年4月から同年5月まで  
④ 平成7年4月から9年3月まで

昭和36年ごろ、A区役所から年金の担当者が自宅（兼店）に来て年金と加入手続の説明を聞き、私が夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続をA区役所で行った。

申立期間の保険料は、私がB市役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付書で納付した。

国民年金制度が始まってから夫婦二人分を一緒に加入し、互いに60歳になるまで保険料を納付してきたのに、私の記録に未納及び申請免除があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ夫婦共に国民年金に加入し、加入後は申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに未納及び申請免除とされているとして申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金への加入時期をみると、申立人夫婦の手帳記号番号は昭和37年1月24日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、昭和47年度から59年度までの期間の納付形態は同一であることが申立人夫婦の特殊台帳により確認できることから、申立人夫婦はこの時期については基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

申立期間①についてみると、申立人は、申立期間後の昭和48年度から50

年度までの期間について現年度納付していることが特殊台帳から確認できる上、その妻は、申立期間を除き、36年度から50年度までの期間について現年度納付していることがB市の被保険者名簿から確認できる。なお、申立人に係るB市の被保険者名簿は廃棄済みで現存しない。

また、申立人夫婦は、昭和47年1月に同じB市内において自宅を新築し転居しているが、申立人夫婦はこの転居に当たり、同年2月1日に国民年金の住所変更手続を行っていることが、その妻のB市の被保険者名簿から確認できること、当時商売は順調で自宅の新築に当たっては自己資金により賄ったとしており、及び保険料の納付方法が転居の前後を通じて相違していないことから、この転居が申立人夫婦の保険料の納付に影響したものとはみられない上、申立人夫婦の仕事等に変更も無く、生活に大きな変化は認められない。

申立期間②について、申立人夫婦の保険料の納付状況を見ると、昭和36年4月から51年12月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。一方、昭和51年度から53年度までのそれぞれ1月から3月までの期間の保険料は、それぞれの翌年度に過年度納付し、申立期間の直前に当たる昭和54年7月から55年3月までの期間の保険料は、昭和55年度に催告を受け昭和56年10月15日に過年度納付していることが確認できることから、この時期、申立人夫婦の保険料の納付形態に変化がみられる上、現年度納付していたとする申立人夫婦の陳述とは符合しない。

また、申立人の妻は、B市の被保険者名簿において「申請免除該当者」と記載されており、この時期申立人夫婦の納付形態が同一であったことなどから、申立人についてもその妻と同様の取扱いがなされ、申立人に申立期間に係る納付書等が送付されなかった可能性がある上、申立人がこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

申立期間③について、申立人の妻の保険料の納付状況を見ると、申立期間直後にあたる平成3年6月から同年11月までの期間の保険料を5年7月27日に過年度納付していることが確認できる。この時点において申立期間の保険料は時効の到来により制度上納付することはできず、申立人も同様の状況であったものとみるのが自然である。

また、申立人は、大型スーパーの進出により平成2年末ごろ採算がとれなくなりB市の店舗を閉鎖し、3年に夫婦でC市に転居し店舗物件を探したと陳述しており、この時期、申立人夫婦の生活状況に大きな変化がみられる。

さらに、申立人の妻は、C市に転居した当時は、仕事などが忙しく保険料をどこでどのように納付したのかを覚えていないと陳述するなど、この時期の保険料の納付をめぐる申立人夫婦の記憶は曖昧である。

申立期間④についてみると、申立人に対して平成10年6月9日に過年度保険料の納付書が作成されていることが社会保険庁の記録から確認できること

から、少なくとも申立期間の一部については未納であったものと認められるところ、保険料の納付を担っていたその妻は納付書を受け取ったことは無く、さかのぼって納付したことも無いと陳述している。

また、申立期間について、その妻は申請免除期間にあたり、免除申請した理由について、その妻はこの時期に店の経営状況が悪くなったことを挙げている。ちなみに、C市において夫婦が国民年金の住所等の変更手続を行った時期は、申立人が平成9年8月7日であり、その妻は6年7月20日であることから、申立人にとっては、この期間C市において免除申請を行うことができず、未納となった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで  
③ 平成3年4月から同年5月まで  
④ 平成5年12月から7年2月まで

昭和36年ごろ、A区役所から年金の担当者が自宅（兼店）に来て年金と加入手続の説明を聞き、私が夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続をA区役所で行った。

申立期間の保険料は、私がB市役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付書で納付した。

国民年金制度が始まってから夫婦二人分を一緒に加入し、互いに60歳になるまで保険料を納付してきたのに、私の記録が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ夫婦共に国民年金に加入し、加入後は申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに未納及び申請免除とされているとして申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金への加入時期をみると、申立人夫婦の手帳記号番号は昭和37年1月24日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、昭和47年度から59年度までの期間の納付形態は同一であることが申立人夫婦の特殊台帳により確認できることから、申立人夫婦はこの時期については基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

申立期間①についてみると、申立人は、申立期間を除き、昭和36年度から50年度までの期間について現年度納付していることがB市の被保険者名簿から確認できる上、その夫のB市の被保険者名簿は廃棄されているため、その夫の申立期間前の納付形態は不明であるものの、申立期間後の48年度から50年度までの期間について現年度納付していることが特殊台帳から確認できる。

また、申立人夫婦は、昭和47年1月に同じB市内において自宅を新築し転居しているが、申立人夫婦はこの転居に当たり、同年2月1日に国民年金の住所変更手続を行っていることが、申立人のB市の被保険者名簿から確認できること、当時商売は順調で自宅の新築に当たっては自己資金により賄ったとしており、及び保険料の納付方法が転居の前後を通じて相違していないことから、この転居が申立人夫婦の保険料の納付に影響したものとはみられない上、申立人夫婦の仕事等に変更も無く、生活に大きな変化は認められない。

申立期間②について、申立人夫婦の保険料の納付状況を見ると、昭和36年4月から51年12月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。一方、昭和51年度から53年度までのそれぞれ1月から3月までの期間の保険料は、それぞれの翌年度に過年度納付し、申立期間の直前に当たる昭和54年7月から55年3月までの期間の保険料は、昭和55年度に催告を受け昭和56年10月15日に過年度納付していることが確認できることから、この時期、申立人夫婦の保険料の納付形態に変化がみられる上、現年度納付していたとする申立人夫婦の陳述とは符合しない。

また、申立人は、B市の被保険者名簿において「申請免除該当者」と記載されていることから、申立期間に係る納付書等が送付されなかった可能性がある上、申立人がこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

申立期間③について、申立人の保険料の納付状況を見ると、申立期間直後に当たる平成3年6月から同年11月までの期間の保険料を5年7月27日に過年度納付していることが確認できる。この時点において申立期間の保険料は時効の到来により制度上納付することはできない。

また、申立人の夫は、大型スーパーの進出により平成2年末ごろ採算がとれなくなりB市の店舗を閉鎖し、3年に夫婦でC市に転居し店舗物件を探したと陳述しており、この時期、申立人夫婦の生活状況に大きな変化がみられる。

さらに、申立人は、C市に転居した当時は、仕事などが忙しく保険料をどこでどのように納付したのかを覚えていないと陳述するなど、この時期の保険料の納付をめぐる申立人夫婦の記憶は曖昧である。

申立期間④についてみると、申立人に対して平成8年9月6日に過年度保険料の納付書が作成されていることが社会保険庁の記録から確認できることから、少なくとも申立期間の一部については未納であったものと認められるとこ

ろ、申立人は納付書を受け取ったことは無く、さかのぼって納付したことも無いと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年11月まで  
② 昭和48年8月から49年12月まで  
③ 平成元年5月

昭和35年ごろ、母が兄と一緒に自身の国民年金への加入手続と保険料の納付をしてくれていた。

昭和39年にA市に来てからは、45年12月に会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間、会社が保険料を納付してくれていた(申立期間①)。

昭和48年8月に自営でB業を始めてからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付しており、3か月ごとに自宅に来ていたCさんという女性の集金人に妻が夫婦二人分を納付していた(申立期間②)。

平成元年ごろは、妻がD金融機関で納付書により夫婦二人分を納付していた。(申立期間③)

保険料は欠かさず納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人及びその妻の納付記録をみると、夫婦二人分の国民年金保険料の納付を担っていたとするその妻は、申立期間の前後の期間はいずれも過年度納付していることが確認できる。また、この過年度納付は申立期間を除き現年度保険料と併せて毎月定期的に納付されていることが確認でき、申立期間の1か月のみの過年度保険料が納付されなかったのは不自然であると考えられるところ、申立人の保険料の納付日は確認できないものの、申立人及びその妻の保険料の納付状況などから申立人の保険料も納付されていた



と考えるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、当時の国民年金保険料は給与から天引きされ会社が納付してくれていたとすると、申立人が陳述する当時の同僚の納付記録をみると、保険料を納付済みの同僚が確認できる一方で、当時国民年金に加入していなかった同僚も確認できる。

また、昭和44年11月に結婚を契機に会社の寮から転居したとすると、申立人の特殊台帳によると45年4月1日付けで不在被保険者として取り扱われており、申立人の国民年金の住居移転手続が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当時の社長においても保険料の納付に関する記憶は曖昧であり、納付方法等の詳細が不明である。

申立期間②についてみると、申立人及びその妻は夫婦連番で手帳記号番号の払出しを受け、昭和48年9月7日に国民年金手帳が発行されていることが確認できる。

しかし、夫婦共に昭和48年10月30日に不在被保険者となり、その後52年2月に所在が判明していることがA市被保険者台帳から確認でき、また、手帳記号番号払出簿にも夫婦共に「不在」の記載が確認できることから、当該期間は集金人の訪問及び納付書の送付は行われなかったと考えられる。

また、申立期間直後の昭和50年1月から51年3月までの保険料は52年2月22日に過年度納付されていることが確認できるが、納付日からすると申立期間の保険料は時効の到来により保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかったほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年3月まで  
年金の裁定請求手続にA社会保険事務所を訪れた際、「未納があります。」と言われた。

結婚後、国民年金については当時の妻(以下、「元妻」という。)に任せていたので、納付場所、納付時期及び納付金額について私には分からないが、元妻が納付してくれていたはずなので納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間について未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人及びその元妻の保険料の納付状況を見ると、申立人は、申立期間及び6か月の未加入期間を除き未納は無く、その元妻も4か月を除き未納期間は無いことから、申立人及びその元妻の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和63年4月から同年6月までの期間の保険料を平成2年4月27日に過年度納付していることが確認できる。この時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であることから、時効の到来が早く、保険料額の安価な申立期間の保険料を納付しないのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年9月まで  
昭和45年ごろ、勤め先であるA市内のB店を訪れた集金人に勧奨され国民年金に加入した。

いつから国民年金保険料の納付を始めたのかは定かではないが、昭和48年10月から納付を開始した記録となっているのであれば、少なくともその後は継続して納付しているはずである。

妻が20歳になって以降、妻の保険料も未納期間が生じないよう私が納付しているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月以降の国民年金保険料については継続して納付してきており、この時期以降に未納があるとされていることに納得ができないとして申し立てている。

まず、申立人の保険料の納付状況をみると、申立人は、手帳記号番号の払出し後の昭和48年10月から平成20年1月までの期間の保険料について、申立期間を除きすべて納付している上、申立人が自身の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻についても、50年4月から現在まで完納していることから、申立人の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の妻は、昭和51年度に実施された納付勧奨により、申立期間の一部を含む昭和50年4月から同年12月までの期間の保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、申立期間に係る納付勧奨も同時期に実施されたものとみられるところ、その妻の保険料の納付を担っていたとする申立

人がその妻の保険料のみを納付し、自身の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、当初、社会保険庁の記録では申立期間に近接する昭和49年4月から同年6月までの期間については未納とされていたが、C市の国民年金被保険者名簿によって平成20年9月に納付済みと記録の訂正が行われていることから、申立期間についても記録に誤りのある可能性が高いと考えられる上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

昭和45年11月ごろ、私が夫婦二人分の国民年金保険の加入手続をし、その後、互いに厚生年金保険に加入するまでの期間は、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。

当初、昭和48年4月から同年12月までの期間が未納となっていたが、同年4月から同年9月までの期間の領収書を所持していたため、納付が認められた。

しかし、昭和48年10月から同年12月までの期間は領収証書が無いとして未納のままとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和45年以降、平成18年3月までの期間について、申立期間を除き未納期間が無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間の直前に当たる昭和48年4月から同年9月までの期間は、申立人の所持していた領収証書により、平成20年1月10日に訂正がなされている。

さらに、その夫にあっても申立期間の前後に当たる昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間は、その夫の所持していた領収証書により、平成20年4月10日に記録訂正がなされていることが確認できる。

このような状況を踏まえると、申立期間の納付記録にも誤りのある可能性が高いと考えるのが相当である。

加えて、申立期間前後は期限内納付されており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められず、申立人の納付意識の高さを鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間の保険料を納付しないとするのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月及び7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月  
② 平成7年5月

私は、平成3年9月に勤めていた会社を退職し、しばらくたったころ母がA市役所で国民年金の加入手続をした。さかのぼって納付できることを聞き、母が2年遅れで毎月1か月ずつ納付していた。

平成6年5月の保険料は、B金融機関のC支店で納付期限の8年6月28日に納め、受取書も残っている。7年5月の領収書は残っていないが、毎月遅れないように気をつけていたので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を申立人の母親が2年遅れで1か月ずつ納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、平成6年4月から11年3月までの保険料は、申立期間を除き2年遅れで納付されていることが確認でき、申立内容と符合する。

また、申立期間①について、申立人の所持しているB金融機関の受取書を見ると、平成8年6月28日付けで、1万1,100円を納付していることが確認できるが、1万1,100円は平成6年度の月額保険料である。また、申立人の納付記録をみると、申立期間①を除く同年度の保険料はいずれも平成8年6月28日以外の日に納付されていることが確認でき、申立人の所持する受取書は申立期間①に係る受取書であると推定できる。

次に、申立期間②について、申立人の納付記録をみると、申立期間②の前後

は納付済みになっていることが確認でき、また、保険料を納付していたとする申立人の母親の生活に変化は無かったことから、この月だけ納めなかったとは考え難い。

さらに、申立期間①では、受領書があるにもかかわらず未納となっていたことから、申立期間②についても何らかの事務的過誤の可能性も考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年12月までの期間及び平成2年1月から3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年12月まで  
② 平成2年1月から3年12月まで

私は、昭和60年10月ごろに、A銀行で同年1月から同年12月までの国民年金保険料を一括納付した（申立期間①）。

また、近くに住んでいた母親に頼んで、平成2年1月から同年12月までの保険料を同年10月ごろに、3年1月から同年12月までの保険料を同年10月ごろに、それぞれ納付してもらったと思う（申立期間②）。

当時提出した確定申告書の社会保険料控除の欄に、国民年金保険料納付額を計上しているので、申立期間①及び②の保険料を納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②に係る申立人の確定申告書の控えを見ると、昭和60年の社会保険料控除欄に記載された金額は、同年1月から同年12月までの申立人の保険料額と大きく相違しない上、平成2年及び3年の社会保険料控除欄に記載された金額は、平成2年1月から同年12月まで及び3年1月から同年12月までの、申立人及びその妻の保険料額の合計と一致する。

また、申立人の顧問税理士は、申立人が持参した領収書等の金額を確認して申立人の確定申告書を作成したとしているところ、申立人は、昭和58年以降の確定申告書（控）をすべて所持しており、各年の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は、申立期間①及び②に係る60年、平成2年及び3年

を除いて各年の社会保険庁の納付記録とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで  
② 昭和56年1月から57年3月まで

私は、国民年金加入後夫婦二人分の国民年金保険料をずっと納付してきた。昭和49年3月にA市に転居後は、集金人が納付書を持って3か月ごとに集金に来ており、保険料を納付して領収書を受け取っていた。

昭和50年4月から夫が厚生年金保険に加入した後も国民年金に任意加入して、それ以前と同様に集金人に保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納と記録されていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立人が当該期間の保険料も納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳において、国民年金保険料は未納と記録されている上、昭和55年度及び56年度の保険料納付記録欄に、それぞれ翌年度に催告を行った旨が記録されている。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者検認台帳においても、申立期間②は未納と記録されている。同市は、申立期間当時、現年度保険料が納期限までに未納であった被保険者に対して、納期限ごとに年4回未納の旨を通知していたとしていることから、申立期間②(15か月)については、市からも、申立人に対して合計5回の未納の通知が行われたと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち、申立期間①の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年の国民年金制度が始まったころ、当時住み込みで働いていたA市B区のC店に来た集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付した。その後もC店に来る集金人に保険料を納付しており、同市D区に転居した後は、自宅に来た別の集金人に毎月保険料を納付していた。

昭和36年に国民年金に加入した後、ずっと集金人に保険料を納付していたので、1年間も未納期間があるはずがない。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人に対して、昭和36年6月ごろにA市B区で最初の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その後、44年11月ごろにA市E区で、48年4月ごろにF市でそれぞれ別の手帳記号番号が払い出された上、それぞれの納付記録は、最後にF市で払い出された手帳記号番号に統合されていることが確認できる。

このうち、最初にA市B区で払い出された手帳記号番号は、昭和52年12月ごろに重複取消され、この手帳記号番号を使用して納付された申立期間直後の37年4月から40年3月までの期間の保険料が、52年12月ごろ最後に払い出された手帳記号番号の納付記録に充当されていることが、申立人が所持する国民年金手帳に貼付された社会保険事務所発行の「国民年金保険料の充当について」と題する書面で確認できる。

しかし、A市B区が保管している申立人に係る同区発行の手帳記号番号の国

民年金被保険者名簿には、資格取得日及び資格喪失日とも昭和36年4月1日、失権事由として「転居」と不自然な記載がされており、検認記録欄には申立期間を含む納付記録は無く、また、転居先のA市D区では、申立人の被保険者記録が全く無いなど、行政機関の記録管理に不適切な点が見受けられる。

また、申立期間は12か月と比較的短期間であるほか、申立人自ら国民年金の加入手続を行いながら、加入当初の期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 2940

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、A市に転居した昭和43年ごろから、自分の国民年金保険料を集金人に納付しており、その後金融機関で納付するようになった。

申立期間の保険料も同じように納めていたのに、未納と記録されており納得できない。納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されている。

また、A市では申立期間当時、集金人による収納を行っていたとしており、申立人の陳述と符合するほか、申立人の記憶する保険料額は、当時の保険料額にほぼ符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和47年11月及び同年12月

昭和36年ごろに、私がA市の支所で国民年金の加入手続を行い、以後、保険料を支所で納めていた。最初150円で、しばらくして180円と段々上がっていった。B市に子供の進学の都合で転居してきた40年ごろのノートが見つかり、そこには4月から12月まで、ほぼ毎月「保険、年金5,833円」と書かれており、保険料はきちんと納めていたのに、申立期間について未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろにA市の支所で国民年金に加入して以降、継続して現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号（以下「手番C」という。）は、D市において昭和48年6月に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点においては、この期間の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、36年ごろにA市で加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、この期間直後約6年分の保険料について、昭和49年及び50年の2回に分け、特例納付（附則18条）していることが特殊台帳から確認できる。この点については、申立人に対し、行政側が受給権確保の観点から勧奨を行ったものと推定できるほか、この特例納付がなされるまでの間、申立期間①に後続する期間も未納であったこととなり、当時は、月々



保険料を納めていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、住所地を管轄する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行い、旧姓を含めた氏名の別読みによる検索を行ったところ、申立人には、昭和 41 年 12 月から 42 年 5 月ごろの間に、B 市の特別適用対策により手番 C とは別の手帳記号番号（以下「手番 B」という。）が払い出されていた形跡が認められるものの、この払出時点においても、申立期間①の一部については、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。また、手番 E に係る納付記録をみると、資格取得月である 36 年 4 月から 60 歳に達するまでの全期間が未納であることが社会保険庁の記録から確認できるほか、仮に、申立人が手番 E により継続して現年度納付していた場合、既に年金手帳を所持していたにもかかわらず、新たに手番 C の払出しを受けたこととなり、不自然さは否めず手番 E による保険料納付はなされなかったと考えるのが相当である。

なお、申立人は、B 市に居住していた昭和 40 年当時のノートに、ほぼ毎月「保険、年金 5,833 円」と記録されていることから毎月保険料をきちんと納付していたと陳述しているところ、当時の保険料月額は 100 円であり、金額が大きく乖離している。

このほか、申立期間①について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、この期間前後は納付済みであることが社会保険庁の電算記録から確認できる。また、直後 3 か月については、当初、未納と管理されていたものが、特殊台帳の記録を基に、平成 20 年 10 月に過年度納付済みに記録訂正されていることが社会保険庁の記録から確認できる。さらに、直前の 3 か月については、特殊台帳と電算記録に齟齬が認められ、申立期間②当時の申立人に係る納付記録の管理に事務的過誤が散見される。

加えて、申立人はこの期間直前の約 6 年分の保険料について、特例納付しているが、通常特例納付は、遡及可能な期間について過年度納付を行った上、継続する期間を特例納付するのが一般的であり、申立期間②を未納としたまま、後続する期間を過年度納付することは不自然である。これらの点を踏まえると申立人は申立期間②についても特例納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月

私が昭和57年に結婚するまで、父親が私と姉妹の保険料を併せて口座振替にて支払った。ねんきん特別便を見たところ、父親が支払った期間のうち、1か月の未納期間が分かった。父親が1か月のみ未納にするとはいえないので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間410月のうち、409月の保険料は納付済みであるほか（平成20年10月末現在）、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親の納付記録をみると、申立期間を含め国民年金加入期間201月の保険料を完納していることが社会保険庁の記録から確認でき、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間前後の期間は現年度納付済みであるとともに、直後の昭和52年5月から同年12月までの保険料は現年度納付であることが特殊台帳から確認できる。この場合、申立期間についても同様に現年度納付が可能であったほか、昭和52年度の第1期3か月のうち、申立期間のみ未納の記録に不自然さは認めない。

さらに、一緒に納付したとする申立人の姉妹の納付記録をみると、申立期間は納付済みとなっている。

これらの点を踏まえ、申立人の父親の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間については、直後の期間と同様に現年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの期間、62年4月、及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和61年10月から同年12月まで  
③ 昭和62年4月  
④ 昭和62年7月

申立期間①について、昭和36年4月ごろ、私は国民年金という制度ができたことを人から聞いて、これは加入しておかなければならないと思い、制度発足後早期に夫と一緒に夫婦二人分を加入した。加入手続きはおそらく家に来訪してきた集金人を通じて行ったと思う。遅れずに保険料を納付できる時は2か月から3か月ごとに集金人に夫の分と一緒に夫婦二人分を納付していたが、自営業のため、定期的に一定の収入があるわけではないので、遅れながら保険料を納付するときも少なくなかった。遅れて保険料を納付するときは区役所で納付していたが、1年から2年も遅れることは無かったと思う。当時の保険料額は覚えていない。

申立期間②、③、及び④について、このころは長男及び次男の保険料も私が負担していたが、納付方法及び納付場所についてはほとんど覚えておらず、納付日や納付方法が私と息子たちとで同じであったか否かは定かではない。納付金額も記憶は定かではないが、7,000円から8,000円ぐらいだったように思う。この期間も自営業の収入の変動で、納付が遅れることもあった。

いずれの申立期間についても、自営業者にとっては老後は年金だけが頼りで、きちんと納付しておかなければならないという意識を持っていたので、生活が苦しい中でも欠かさず納付してきたはずだと思っている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年4月ごろ、おそらく集金人を通じて加入手続を行い、それ以来、集金人に、あるいは区役所で（納付が遅延する時）夫の分も併せて夫婦二人分の保険料を継続納付し、長男及び次男の国民年金加入後はその二人の保険料も自らが負担してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和37年4月にA市において夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、同払出簿から確認でき、36年ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、手帳記号番号が払い出された昭和37年4月中であれば、申立期間①の保険料は現年度納付することはできるが、その場合、昭和36年度の第1期分（4月から6月まで）の保険料を納付するには約1年の遡<sup>そきゅう</sup>及が必要となる。一方、申立人は、1年以上の遡<sup>そきゅう</sup>及納付はしていないとしており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。さらに、申立期間①の保険料を同年5月以降に納付した場合は過年度納付となるが、市では過年度保険料は取り扱っておらず、納付が遅れたときは区役所で納付したとする申立人の陳述とも符合しない。

さらに、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫の記録も、申立期間①については未納とされていることが社会保険庁の納付記録から確認できる。

このほか、申立期間①について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②、③、及び④についてみると、申立人が保険料の納付を担っていたとする長男及び次男の納付記録は、いずれも納付済みとなっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、社会保険庁の電算記録から申立人が口座振替の手続を取っていた形跡は認められず、これら申立期間の前後については、現年度納付していることが確認できることから、当時は、市の納付書により保険料を納付していたものと推定できる。一方、市における当時の納付書の様式は、1年度12か月分について、納付の都度、どの月の分が納付されたかが判明する内容となっている。さらに、申立期間②、③及び④は、それぞれ年度途中に当たっているとともに、申立人が納付したとする保険料月額は、当時の保険料額と符合している。これらの点を踏まえると、申立人がこれら申立期間を未納としたまま前後の期間のみ納付することに不自然さは否めず、それぞれ前後の期間と同様に現年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの期間、62年4月、及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年3月まで

国民年金に加入以来、母が母と私の保険料を一緒に納付してきており、申立期間の保険料についても、母から私の分と一緒に納付したと聞いている。私が65歳になった平成18年に、社会保険事務所で申立期間が未納と知らされた時、母にそのことを問いただすと、当時、二人で3万円ぐらいの保険料を郵便局でまとめて納付したと言っていたのを覚えている。母が納付済みになっているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年8月に母親と連番で払い出されている上、申立人の所持する申立人及びその母親の国民年金手帳の検認日を見ると、すべて同一日であることから、申立てどおり、基本的に親子一緒に保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を一緒に納付したとする母親の領収証書を所持しており、それをみると、申立期間を含む昭和36年4月から39年3月までの保険料について、第1回目の特例納付期間中に、郵便局で特例納付していることが確認でき、申立人に係る申立期間の保険料を特例納付した場合の納付金額と合算すると3万1,050円となることから、母親が二人分の保険料をまとめて納付したとする金額とおおむね一致している。

さらに、母親は、昭和36年4月から60歳期間満了まで保険料を完納し、申立人も、平成2年12月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、母親が申立期間の保険料と一緒に特例納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

自宅に来ていた女性の集金人が、数枚の納付書を持参し「今ならこの納付書で過去の保険料を納められる。」と言われたので、妻が手元にあった私の退職金で、夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて支払った。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳を見ると、昭和50年9月に、47年9月から同年12月までの保険料を附則第18条により特例納付し、48年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、50年9月の納付日時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、未納を解消するために、保険料月額の高い特例納付対象期間の保険料を納付し、保険料月額の低い申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人夫婦の保険料を支払ったとする申立人の妻は、女性の集金人が未納保険料の納付勧奨に訪れた際の状況について具体的かつ詳細に陳述しており、その内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間直後の昭和49年4月以降の国民年金被保険者期間について、保険料をすべて現年度納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年3月まで

自宅に来ていた女性の集金人が、数枚の納付書を持参し「今ならこの納付書で過去の保険料を納められる。」と言われたので、私が手元にあった夫の退職金で、夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて支払った。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去の未納保険料について、申立人が手元にあった夫の退職金で、夫婦二人分を一緒に納付したと申し立てしているところ、申立人夫婦の手帳記号番号は、昭和49年7月20日に連番で払い出されており、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことをうかがわせる。

一方、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫について、その特殊台帳を見ると、昭和50年9月に、申立期間のうち、47年9月から同年12月までの保険料を附則第18条により特例納付し、48年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、50年9月の納付日時点において、申立期間のうち、夫が未納とされている48年4月から49年3月までの保険料は過年度保険料であり、未納を解消するために、保険料月額の高い特例納付対象期間の保険料を納付し、保険料月額の低い当該期間の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人は、まとめて支払った金額を2万から3万円程度であったとしているところ、申立期間の保険料額は1万2,900円であり、夫婦二人分で2万5,800円となることからおおむね一致している上、女性の集金人が未納保険料の納付勧奨に訪れた際の状況について具体的かつ詳細に陳述しており、その内

容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間直後の昭和 49 年 4 月以降の国民年金被保険者期間について、保険料をすべて現年度納付していることなどを踏まえ、申立人が申立期間の保険料を夫と一緒に夫婦二人分を特例納付及び過年度納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで  
昭和36年9月に結婚した以降は、私が常に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の私の保険料のみ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和36年4月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳を見ると、納付日の確認できる昭和41年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料は、夫婦共にすべて同一日に納付していることが確認でき、常に夫婦一緒に夫婦二人分を納付していたとする陳述内容と符合する。

加えて、申立期間における申立人の夫の国民年金保険料については、当初未納とされていたが、領収書を所持していたことにより、平成5年に納付済みに訂正されており、常に夫の保険料とともに納付していた申立人の申立期間の保険料についても、何らかの事務的過誤により、納付記録が失われた可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から45年5月まで  
② 昭和49年7月から50年3月まで  
③ 昭和50年10月から同年12月まで

昭和45年4月に結婚した後は、国民年金、健康保険等の各種支払及び会社の経理事務については、すべて私が行っており、夫自身は、国民年金の加入や納付についてほとんど関与していない。

しかし、時期は覚えていないが、国民年金の特例納付の案内が2回ぐらい届き、2回目の案内が到着した後に、私が、現金書留でA区役所へ2万から3万円ぐらいの金額を送金した。

区役所からの連絡はなく、国の機関だから疑いもしなかったが、申立期間①の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

また、申立期間②及び③の期間は、私が、いつも夫婦二人分の保険料と一緒に、区役所の窓口又は近くの銀行あるいは郵便局で、納付書により納付してきたはずである。

夫の分だけが未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に、区役所の窓口等で納付書により納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、これら申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であり、また、その前後の期間である48年4月から49年6月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間は、それぞれ9か月及び3か月と短期間である上、夫婦二人分の国民年金保険料納付を担っていた申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、60歳からの年金受給資格を満たすために、昭和45年6月にさかのぼって特例納付及び過年度納付をしていることからみて、納付意識をもって申立人の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の年金管理をしていた申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料について、自身の分だけ納付し、夫の分を未納のまま放置したとは考え難い。

次に、申立期間①について、申立人は、現金書留によりA区役所に2万から3万円ぐらいの金額を送金して、国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出当時は第2回特例納付実施時期に当たることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であるものの、その場合の保険料は4万2,300円となり、申立人陳述の金額と一致しない。

また、特殊台帳を見ると、申立人は第2回特例納付実施時期に当たる昭和49年6月に、申立期間直後の期間である45年6月から46年12月までの期間の国民年金保険料を特例納付し、47年1月から48年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるところ、その保険料の合計額は2万4,750円であり、2万円又は3万円を一括納付したとする陳述と符合することから、この時の納付の記憶と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで  
② 昭和48年10月から同年12月まで

A市に住んでいた独身当時に、母が、国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付もしてくれていたが、昭和45年4月に、B市へ転居するに当たり、母から年金手帳をもらい、区役所で転入手続をした。

結婚後は、国民年金、健康保険等の各種支払及び会社のC業務は、すべて私が行っていた。

夫の国民年金加入手続きも私が行い、夫の加入以降は、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に、区役所の窓口又は近くの銀行あるいは郵便局で、納付書により納付してきた。

国民年金に加入してからは、すべての期間納付してきたはずなのに、夫が納付済みで、私の分のみ未納期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和40年4月から60歳到達まで、申立期間以外は、すべての期間の国民年金保険料を現年度納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険の切替手続きも適切に行っており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は、申立期間①が6か月、申立期間②が3か月と合わせて9か月と短期間である上、申立期間の前後を通じ、夫の事業も順調であるなど生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、特に申立期間②については、夫婦二人分を一緒に納付していたとす

る申立人の夫の国民年金保険料も現年度納付されていることからみて、夫の事業を手伝うとともに、夫の国民年金への加入などの夫婦二人分の年金管理を行い、また、昭和51年1月からは夫が経営する会社が厚生年金保険適用事業所となったことに伴い、厚生年金保険に加入するなど納付意識が高かった申立人が、自身の分の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和46年5月1日に、A区役所において、B県C市への転居の届出とともに、夫の厚生年金保険への加入に伴い、国民年金被保険者資格について強制加入から任意加入への種別変更手続を行った。

その際、昭和46年度の保険料を一括して納付したが、年金手帳に納付印が押されなかったため、その旨を質問すると、「制度が変わり、別の帳簿への記録だけで、領収印は不要になった。」との説明を職員から受けた。

その後、昭和47年度の第1期分を納付するため、同区役所に出向いたところ、納付印が押されたので不審に思い、職員に前年度の納付に関して尋ねたが、担当者が変わったので分からないとの返答を受け、押し問答になったが結局あきらめて帰った。

平成20年に社会保険事務所で納付記録を照会した際、手帳に検認印が押されている昭和47年度の保険料まで未納とされていることが分かり、記録訂正された。

申立期間の保険料を納付したのは確かであるので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月1日にA区役所で国民年金被保険者資格の種別変更手続を行い、同日に46年度の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和44年11月22日に発行され、43年10月1日に強制加入被保険者資格を取得、46年5月1日に同



資格を喪失、同日任意加入被保険者資格を取得と記載されていることから、申立期間のうち、同年4月の国民年金保険料を強制加入被保険者として、同年5月から47年3月までの保険料を任意加入被保険者として、一括納付することは可能であり、被保険者資格の種別変更手続きのみを行い、保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、当初未納とされていた申立期間直後の昭和47年度の国民年金保険料については、国民年金手帳に当該期間の検認印があったことから、平成21年2月に記録訂正されていることからみて、その直前である申立期間の保険料についても、何らかの事情により納付記録に反映されなかった可能性が否定できない。

さらに、申立人は、昭和46年5月11日から47年9月29日の期間については、実際にはD市A区に居住のまま、住民票上、B県C市に住所変更しているが、国民年金手帳の住所欄にはC市へ住所変更したとの記載は無く、検認印欄を見ても、同年4月から同年6月の国民年金保険料を、同年5月22日にA区で納付していることが確認できる。

しかしながら、B県C市においても国民年金被保険者名簿が作成されていることが確認できるとともに、特殊台帳の住所欄にも同市への住所変更の記載があることから、当時、社会保険事務所と自治体間の納付記録の送達等において何らかの過誤が生じ、A区での国民年金納付記録が失われた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和48年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、昭和48年10月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月31日から同年6月1日まで  
② 昭和48年10月1日から同年12月1日まで

私は、昭和29年4月1日にB社に入社し、途中47年5月1日から48年5月31日までの間、関連会社であるA社に出向していた。同年6月1日付けでB社に戻ったが、社会保険庁の記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月31日となっており、同年5月の1か月が厚生年金保険に未加入とされている。A社から交付された同年6月1日付けの転勤辞令も保管しており、同社で同年5月31日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

社会保険庁の記録によると、B社に勤務していた期間のうち、昭和48年10月及び同年11月の標準報酬月額(11万円)が、実際の支給額(11月分で13万8,045円)に比べて低い。申立期間の標準報酬月額について、実際の給与額に見合った額に訂正してほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が出向を終えるに当たってA社から交付され

た昭和 48 年 6 月 1 日付けの辞令、及び雇用保険の記録から、申立人が同年 5 月 31 日まで同社に在職していたことが確認できる。

また、A 社は社会保険料を翌月の給与から控除していたが、申立人が保管していた同社の昭和 48 年 6 月分の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立人は同社で同年 5 月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 6 月の A 社の給与明細書の控除額から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に全喪しているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人が保管していた昭和 48 年 11 月分の給与明細書（総支給額 13 万 8,045 円）における健康保険料及び厚生年金保険料控除額は、社会保険庁に記録されている同年 11 月の標準報酬月額（11 万円）に基づく金額であることが認められる。

以上の事情及び関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和51年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を、社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和51年10月1日にA社B支店に入社し、56年12月22日に退職するまで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によると、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和51年11月1日となっており、同年10月の1か月が厚生年金保険に未加入とされている。

A社が保管している人事記録、健康保険組合の被保険者台帳、厚生年金基金の加入員証及び雇用保険加入記録のすべてにおいて、入社日が昭和51年10月1日であることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録、A社健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者台帳、申立人が保管していたA社厚生年金基金加入員証、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和51年10月1日にA社に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社における健康保険・厚生年金保険関係の届出は、A社健康保険組合からA社厚生年金基金を経て社会保険事務所に提出されることとなっており、A社健康保険組合では、当該届出には複写式の様式を用いていた旨陳述しているところ、健康保険組合及び厚生年金基金の申立人に係る被保険者資格取得日は申立てどおり、昭和51年10月1日となっていることが

確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格の取得日が昭和51年11月1日となっている申立人の欄の下段に、被保険者資格の取得日が同年10月1日となっている同僚が記載されていることが確認でき、事務処理上不自然である。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、A社では、申立人について、申立人が主張する昭和51年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年11月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 23 日から 40 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 43 年 1 月 26 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 8 日から同年 10 月 31 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、申立てに係る 3 社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証を見ると、旧姓で発行されており、再発行の押印も無く、申立人が昭和 43 年 4 月に婚姻していることを踏まえると、最初に勤務した申立期間①に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間も含め同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 2 日から 35 年 2 月 4 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 5 日から 42 年 5 月 31 日まで

私の厚生年金保険加入期間について、社会保険庁より脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、過去に脱退手当金を受け取る申し出をしたことは無いし、支給を受けたことも一切無い。

申立期間が脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 43 年 7 月 12 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 5 月 20 日に婚姻し改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したことには不自然さが残る。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C出張所における資格取得日に係る記録を昭和41年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月21日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、同社B事業部から同社C出張所への転勤時であるが、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書、健康保険組合の記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年1月21日にA社B事業部からC出張所へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和41年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については5万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月16日から同年3月16日まで

昭和46年3月11日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、現在に至るまで継続して勤務しているのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在職証明書から、申立人は、申立期間の昭和47年2月16日から同年3月16日までについても同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B厚生年金基金のA社C支社に係る加入員台帳には、申立人の同社C支社における資格喪失日は昭和47年3月16日と記載されている。また、同社は申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年3月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日を昭和49年6月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月5日から同年8月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B支店における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

A社には、昭和45年4月1日に入社し51年4月1日まで継続して勤務しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事通報及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和49年6月5日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和46年11月26日から50年5月1日までの期間、A社B支店にて支店長として勤務し、同年5月1日付けで同社C支店へ支店長として異動した。しかし、同社B支店での厚生年金被保険者資格が同年4月1日までとされており、事実と異なっているため納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間を含め同社に継続して勤務（昭和50年5月1日にA社B支店から同社C支店に異動）していたと認められる。

また、申立人の当該厚生年金基金の加入員記録によると、A社C支店への異動日記録は昭和50年5月1日となっており、申立人の加入員記録は申立期間を含め継続していることが確認できることから、同社B支店における資格喪失日は同年5月1日と認められる。なお、当該事業所及び当該基金は、「当該企業年金基金及び厚生年金保険の届出書は、現在複写式の様式を使用しており、申立期間当時についても同様の様式を使用していたと考えられる。」としていることから、当該企業年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、昭和50年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年3月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月21日から同年10月1日まで

私は、昭和42年3月16日にA社に入社し、同年3月30日からB支店で実習、同年6月21日からC支店で実習を終え、同年10月1日付けでC支店へ正式配属となった。以来、平成20年5月31日に退職するまで41年2か月間継続して勤務してきた。6か月の実習期間のうち、同事業部においての実習をしていた期間の昭和42年6月21日から同年10月1日までの4か月間の記録が欠落しており不思議で納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の社員プロフィール及び健康保険組合提出の健康保険資格証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年6月21日に同社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年10月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決

定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立どおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年9月30日まで

私は、昭和50年4月21日にB社に入社して以来、現在まで同社及びその系列企業に継続して勤務している。しかし、同年9月1日にA社へ異動した際の厚生年金保険の加入記録は、同年10月1日に資格を取得したこととなっており、同年9月1日から同年9月末日までは空白となっている。継続して勤務しているにもかかわらず未加入期間があるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の従業員名簿、企業年金基金提出の加入履歴データ、C健康保険組合発行の健康保険加入証明書及び同僚に対しての照会回答結果から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年9月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月30日から30年7月1日まで  
② 昭和30年7月1日から34年10月19日まで

厚生年金保険被保険者期間について、C社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。戦後の苦しい時代に一生懸命働き、厚生年金保険料を納めてきた。国民年金にも昭和36年4月から加入し続けてきた。脱退手当金を自分の意思で請求することはあり得ないし、受け取った記憶も無い。調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和36年2月8日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和34年\*月\*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。さらに、申立人の脱退手当金支給金額も法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月8日から同年11月8日まで

私は、昭和24年3月にA社に入社し、60年5月に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社B支店から同社C支店に転勤した時期の2か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社提出の社員台帳から判断すると、申立人が、申立期間を含め継続して同社に勤務し(昭和29年11月8日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年8月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月28日から同年8月10日までの期間、43年7月6日から同年9月1日までの期間及び47年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の32年8月10日のA社における資格取得日に係る記録を同年7月28日に、43年7月6日のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に、47年4月30日のB社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、32年7月の標準報酬月額を1万円、43年7月及び同年8月の標準報酬月額を5万2,000円、47年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から同年9月23日まで  
② 昭和32年7月28日から同年8月10日まで  
③ 昭和37年3月1日から同年8月22日まで  
④ 昭和43年7月6日から同年9月1日まで  
⑤ 昭和47年4月30日から同年5月1日まで

申立期間①について、私は、昭和26年3月にA社に入社したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者取得日は27年9月23日となっている。同社は同年3月1日に厚生年金保険適用事業所となっているので、資格取得日を同年3月1日に訂正してほしい。

また、申立期間③について、A社をいったん退職した後、同社事業主に請われて、同社系列会社のC社に入社した。昭和37年春の新学期商戦に間に合うように、同社の改装工事を急がせて同年3月1日にオープンしたと記憶しているが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年8月22日になっているので、納得できない。

さらに、申立期間②、④及び⑤について、A社の系列会社間の転勤にもか

かわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険加入期間に空白期間があるので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人と同一時期にD社からA社に異動している同僚の証言から判断すると、申立人は、A社の系列会社に継続して勤務し（昭和32年7月28日にD社からA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和32年8月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様にD社からA社に転勤となった同僚二人は、いずれも申立人と同様に1か月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間が確認できることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和32年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④及び⑤について、雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の系列会社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にA社からB社に異動、47年5月1日にB社からE社に異動）、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、昭和43年6月の社会保険事務所の記録から5万2,000円、申立期間⑤の標準報酬月額については、47年3月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④及び⑤の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間④については、申立人と同様にA社からB社に転勤となった同僚3人は、いずれも申立人と同様に2か月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間が確認できることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和43年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、また、申立期間⑤については、事業主が資格喪失日を47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間④

及び⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社での申立期間①当時の在籍が社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の同僚は、申立人の申立期間①当時の同社での在籍状況は分からないと陳述している。

また、A社への入社日が確認できた複数の同僚の資格取得日が入社日から数か月経過した後となっていることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できるところ、同僚の一人は、「入社後、一定期間の試用期間が設けられていたと思う。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の従業員数は11人程度であったと陳述しているところ、A社の厚生年金保険被保険者数は7人から8人程度で推移していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、申立人が自身と一緒に同社に入社したと主張する同僚の同社での厚生年金保険被保険者記録も見当たらない。

これらのことから、申立期間①当時のA社では、何らかの事情により、厚生年金保険の資格取得手続について従業員ごとに異なる取り扱いをしていたものと考えられる。

申立期間③について、C社は、申立人の同社での厚生年金保険資格取得日と同一日の昭和37年8月22日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが管轄社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間③において厚生年金保険適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、各種の読み方による氏名検索を行ったものの、申立期間①及び③における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 20 日から同年 11 月 30 日まで  
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままとなっており、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 39 年\*月\*日に婚姻し改姓していることが確認できる上、同年 2 月 1 日から A 事業所で共済組合員資格を取得しているところ、同事業所の人事記録をみると、申立人は採用時より新姓を使用していたことが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したことには不自然さが残る。

また、申立人と同一日に B 事業所を退職し、脱退手当金を受給している同僚によれば、「退職時に脱退手当金の説明があり、会社が請求手続を行い受給した。」としているところ、社会保険庁の記録によれば、同僚の脱退手当金の支給決定は被保険者資格の喪失日から約 4 か月後となっているが、申立人の脱退手当金は被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の支給決定であることから、退職時に請求したとする同僚とは約 4 か月相違していることを踏まえると、申立人が退職時に事業主に脱退手当金を請求する旨の意思表示をしたと考えるのは不自然であり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたとする昭和 39 年 9 月 24 日に

は共済組合加入中である上、当時は通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月28日から同年4月1日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年5月16日から51年2月29日までの期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年5月16日から51年2月29日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月28日から同年5月1日まで  
② 昭和49年5月16日から51年2月9日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間①のうち、49年3月28日から同年4月1日までの期間の船員保険加入記録が無い。また、申立期間①のうち、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間及び申立期間②は、船員手帳に乗船記録が残っているにもかかわらず、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録となっていることに納得できない。申立期間を船員保険の被保険者期間（第3種被保険者）として認めてほしい。当該期間の給料も少なくとも28万円はあったと思うので標準報酬月額の訂正についても認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和49年3月28日から同年4月1日までの期間については、申立人から提出のあった船員手帳の記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がB船の船員としてA社に継続して勤務し、同年3月の船員保険料を事業主から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間及び申立期間②については、申立人は船員保険の被保険者（第3種被保険者）であったと申し立てているところ、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がA社に勤務していることが認められる。

しかし、A社は、昭和49年4月1日に厚生年金保険新規適用を受け、申立人を含む8人に同日付けで被保険者資格を取得させており、このうち、4人については、同年3月まで同社において船員保険に加入していたことが確認できる。これについて、上記の4人のうち2人は、「当時、業務内容の変更に伴い、船員保険から厚生年金保険に切り替わることについて説明を受けた。」と陳述している。

また、A社の事業主は、「手続上、厚生年金保険料を控除していたと考えるのが一般的ではないかと思う。」と回答している。

さらに、申立期間②の当時、申立人が乗船していたC船の船長をしていた同僚は、「C船は新船で、昭和49年に造船したが、造船中は、船長をはじめ、申立人もほかの同僚と一緒に必要に応じて造船所に船のぎ装に行っており、事務室と造船所を行き来していた。」と陳述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿において、昭和50年10月に申立人の厚生年金保険標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

これらのことから、A社は、昭和49年4月1日に申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行い、その後、51年2月に同社を退職するまでの期間、船員保険料ではなく厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えてのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間及び申立期間②については、申立人は、申立期間当時の標準報酬月額が記憶している給与額に比べて低く設定されていると申し立てしているところ、A社は、当時の資料等を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立期間当時の給与額を確認することはできない。

また、C船の船長及びほかの同僚は、「自分の当時の標準報酬月額が低いことはないと思う。」と陳述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、同僚の標準報酬月額と比較して特に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の先輩や同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

また、上記の同僚等は、A社入社日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしており、申立期間当時、専務として事務部門の業務を行っていた同社の会長は、同社における従業員について、すべて入社日に被保険者資格を取得させていたと回答している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に同社で被保険者資格を取得している従業員は、同社入社日から厚生年金保険に加入したと陳述しており、A社は、もし資格取得届けの手续が遅延した場合には、入社日にさかのぼって加入手続を行っていると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間について、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（平成17年11月30日にA社を定年退職及び嘱託採用）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年12月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「一時退職の切れ目を間違えた。」としており、手続の誤りがあったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、400円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年9月1日から23年9月1日まで

厚生年金加入期間について照会をしたところ、申立期間について、A社の記録が無いとの回答をもらった。

当時の同僚は厚生年金保険の加入記録に空白期間は無く、ともに勤務していた私の加入期間が無いことは考えられないため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の先輩、同僚の証言及び当時のA社の従業員並びに業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間においても同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同級生であり、同時期に同じ職場で勤務し同じ業務に従事していたとされる同僚の記録は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金被保険者台帳から昭和22年9月1日に資格を喪失し、23年8月1日に資格を取得しているが、一方で社会保険庁のオンライン記録では資格の取得及び喪失が記録されず申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が存在している。

さらに、申立期間当時、同じ職場で勤務していたと申立人が記憶している複数の同僚にも、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録の不適切な管理により、申立人のA社における加入記録が失われたと考えるのが相当であ

り、事業主は、申立人が昭和 22 年 9 月 1 日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人と同時期に入社し、同じ業務であった同僚の昭和 22 年 9 月の標準報酬月額が 400 円であることから、400 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和55年4月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から55年4月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社での厚生年金の資格喪失日は、昭和54年3月31日である旨の回答をもらった。同社には、55年4月11日まで勤務していたため、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人のA社における離職日は昭和55年4月10日となっており、申立人が、同社に申立期間において継続勤務していたことが確認できる。このことは、社会保険事務所が管理している被保険者名簿において、申立人の健康保険証の返還日が昭和55年5月18日と記録されていることから推測される。

また、上記被保険者名簿においては、申立人及び同僚3名の資格喪失日が昭和54年3月31日と記録されているが、このうち同僚1名については、当該資格喪失日以降の、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があり、当該同僚も55年5月に健康保険被保険者証を返還した記録があることから、同年5月ごろに資格の喪失の手続がさかのぼって行われたものと判断される。この点につき、申立人及び同僚2名については、54年10月の標準報酬月額の定時決定の記録は無いが、当該社会保険事務所では、標準報酬月額の定時決定時に、前回から標準報酬月額に変動の無い場合は、これを記載しない取扱いをしていたものと認められることから、同年10月の標準報酬月額の定時決定の届出が提出されていたものと推測され、また、同年10月の標準報酬月額の定時決定

の記録のある上記同僚1名と、申立人の健康保険被保険者証の返還日は同時期であり、資格喪失日が同一日であることから、当該同僚と併せて、さかのぼって資格の喪失の手続が行われたものと判断される。

このようにさかのぼって資格の喪失を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、勤務の実態があったと推定される雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和55年4月11日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年2月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年9月まで

私は、昭和57年4月に会社に就職したが、厚生年金保険の非適用事業所だったため、社長から国民年金に加入するよう言われ、場所はA市役所又はB社会保険事務所か定かではないが加入手続をした。加入後は、毎月定期的に納付書に現金を添えて、市役所又は社会保険事務所の窓口で納付していた。

### 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和57年4月の就職に伴い、社長の勧めにより国民年金に加入し、その後、市役所又は社会保険事務所の窓口で定期的に保険料を納付していたのに未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の年金手帳記号番号は、昭和58年10月に払い出されていることが、同払出簿及び申立人の前後の任意加入被保険者の加入時期から確認できる上、同年10月13日に適用勧奨により国民年金に加入していることがA市の国民年金被保険者名簿から確認できることから、就職に伴い社長の勧めにより国民年金に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は過年度納付することとなり、毎月定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、社会保険庁の特殊台帳によれば、昭和59年度に申立期間に当たる58年度の保険料を催告していることが確認できることから、申立期間においては現年度保険料の納付は無かったものと推認できるところ、申立人は、催告を受けた記憶が無いほか、さかのぼって保険料を納付した記憶も無いとしている。

加えて、国民年金の加入手続を行った場所、保険料の納付方法、納付場所及



び納付額についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であるほか、氏名検索及び縦覧確認を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から58年3月まで

私は、昭和57年にA市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金手帳を交付してもらった。それ以前は、国民年金にあまり興味も無く、内容も理解していなかったが、親及び友人が加入していることを知り、私も加入手続をした。

国民年金加入の際、窓口の担当者から、「今なら昭和49年5月まで保険料をさかのぼって一括で納付することができる。」との説明を受け、その時に加入手続と昭和49年5月から58年3月までの保険料を同時に納付して領収書と国民年金手帳を受け取った。

昭和58年4月以降は厚生年金保険に加入するまで国民年金の保険料はすべて納付しており領収書も保管しているが、申立期間当時の領収書は現在手元には無く、その時の納付金額もはっきり覚えていない。しかし、A市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したことは間違いなく、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年にA市役所で国民年金に加入し、49年5月にさかのぼり58年3月までの保険料を一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入手続時期をみると、昭和59年2月23日に手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認でき、払出日からすると申立期間のうち、49年5月から56年12月までの保険料は時効の到来により制度上納付できない。

また、申立人が昭和49年5月から58年3月までの保険料を一括で特例納付したとする、57年及び申立人の国民年金手帳記号番号が払出された59年は特

例納付ができない期間であり、49年5月までさかのぼって保険料を一括納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、市役所では特例納付及び過年度納付に係る保険料の収納は行っていない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、手帳記号番号払出簿の縦覧検索及び氏名別読検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情はみられなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は会社を退職後、昭和 61 年 4 月に国民年金に加入し、1 年ほど前に国民年金に加入した夫の保険料と一緒に夫婦二人分を平成 15 年 1 月まで納付してきた。

しかし、記録では私の保険料だけが 61 年 4 月から平成 6 年 3 月まで 96 か月未納にされている。保険料の納付は私が納付書を持参して区役所又は A 市の郵便局で毎月夫婦二人分を納付し、その後、口座振替で夫婦二人分を納付してきた。

納付の証になるものは残っていないが、夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付してきたのに、私の保険料だけが 96 か月未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、昭和 61 年 4 月に国民年金に加入し、1 年前に国民年金に加入した夫の保険料とともに毎月納付書により区役所又は A 市の郵便局で、その後口座振替で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、平成 5 年 12 月 1 日以降に加入手続されたものと推認できる。この場合、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から平成 3 年 10 月までの期間の保険料は時効の到来により制度上納付できない。

また、申立人に対して平成 7 年 9 月 6 日に過年度納付書が発行されたことが社会保険庁の記録から確認できるが、発行日からすると 5 年 9 月ごろから 6 年 3 月までの期間に対しての過年度納付書であると考えられることから、当該期間の保険料は現年度納付されていなかった可能性が高いものと考えられ、年度

を超えて遡<sup>そきゅう</sup>及納付したことは無いという陳述と符合しない。

さらに、申立人の夫は平成4年6月から口座振替により保険料を納付しているため、夫婦共に納付書で納付していたとする陳述と符合せず、申立人とその夫で保険料の納付方法が異なっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、手帳記号払出簿の縦覧検索及び氏名別読検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、46年1月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年10月まで  
② 昭和46年1月から47年12月まで

昭和41年1月に義兄の経営するC店へ転職し、同時期に義兄宅へ転居した。その際に義兄がA市役所で国民年金加入手続をしてくれたはずである。A市在住時は、給料の中から義兄に国民年金保険料を手渡していたが、義兄がどのように納付してくれていたか分からない(申立期間①)。

昭和48年ごろ、社会保険事務所から、46年1月から47年12月までの期間の保険料が未納とされていると知らされた。未納期間の保険料は、納期限内に現年度納付していたので、クレームを申し入れたが、結局さかのぼって納付してしまった。今回の社会保険庁の問題が起きてから、やはり、二重に納付したと確信しているので還付してほしい(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年11月ごろに払い出され、同年11月の保険料から納付されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の義兄が申立人に代わって納付してくれていたとすると、自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる義兄及びその妻から証言は得られず、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

また、義兄が申立人の保険料を納付していたこと示す関連資料(家計簿等)

は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②について、国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間の保険料については、昭和50年12月に特例納付されていることが確認できる。

また、申立期間直後の昭和48年1月から50年3月までの保険料にあっても同年12月に過年度納付されていることが確認できることから、46年1月から50年3月までの期間の保険料は現年度納付されていなかったと考えられる。

さらに、申立人の戸籍の附票によると、当時申立人はB市内で数回転居していることが確認できるところ、特殊台帳によると、不在のため昭和46年8月1日に市が被保険者として管理を要し無くなった日としていること及び49年11月10日にその所在が判明したことが確認できることから、この場合、当該期間は集金人の訪問及び納付書の送付は行われなかったと考えられる。

加えて、申立人が保険料を重複して納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立人の保険料が重複して納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

このほか、申立期間①及び②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧確認及び氏名別読検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間、60年4月から63年3月までの期間、平成7年6月から8年9月までの期間、10年2月及び11年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで  
② 昭和60年4月から63年3月まで  
③ 平成7年6月から8年9月まで  
④ 平成10年2月  
⑤ 平成11年4月から13年3月まで

昭和43年ごろ、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料を毎月納付していたが、忙しくて納付を忘れることもあった。役所から未納の通知が届いた時は必ず納付書を使って国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付した。上記期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に国民年金に加入し、月々保険料を納付しており、忙しくて納付が遅れた時もあったが、未納の通知が届いた時は必ず納付書を使って市役所又は金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、特殊台帳の記録から、申立期間①へと続く昭和53年4月から56年3月までの期間の保険料は申請免除の後追納がなされており、同年4月から57年3月までの期間の保険料は過年度納付、続く同年4月から58年3月までの期間の保険料は申請免除の後追納がなされていることが確認できる。また、平成2年4月から3年3月までの期間及び16年4月から17年3月までの期間の保険料は過年度納付がなされており、保険料納付が度々遅延していたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①から⑤までの保険料納付に関し、それが現年度



納付であったか、又は過年度納付であったかの記憶が定かでなく、納付方法も覚えていないと陳述しており、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、昭和 60 年の機械化以降の過年度納付処理は、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる保険料額とを毎日突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

加えて、昭和 55 年ごろから、A 市の現年度納付の収納事務は、金融機関から送付される納付書記載の保険料納付金額と市金庫に納入される保険料納付金額を毎日突き合わせしていた上、納付書を直接システムに読み込ませて納付記録を残していることから、納付記録の遺漏は発生し難いと考えられる。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から54年3月まで

昭和44年5月ごろ、A市役所で国民年金に加入するための申込用紙を受け取り、それを母親に渡した。母親は、その申込用紙に必要事項を記入した上で、その記入済申込用紙を市役所に郵送してくれたと思う。

母親は私が結婚するまでの間、郵便局で私の国民年金保険料を納付書により納付してくれていた。国民年金保険料を納付する頻度は、毎月でなく3か月又は半年に一度であった。元妻は、結婚した時期から離婚した時期までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。離婚後については、母親が私の国民年金保険料の納付方法を口座振替(父名義の口座)に切り替えてくれた。

年金手帳を受け取った時期は、国民年金に加入した時から10年ほど経過した後であった。

上記期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月ごろ、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、婚姻までの保険料は申立人の母親が、婚姻後の保険料は元妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、婚姻より後の昭和54年7月であることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、44年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合せず、婚姻までの期間の保険料を申立人の母親が3か月又は半年に一度納めていたとする陳述とも符合しない。また、申立期間のうち、44年5月から51年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和52年1月から54年3月までの期間の保険料は

過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、この間の保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年3月まで

申立期間については、A市B区から同市C区に転居し、同区で国民年金の保険料を納付していた。保険料の納付は、B区では集金人が自宅まで来ていたが、C区では集金人が来なかったため、C区役所まで行って納付した。保険料を納付するとマス目のある用紙に印を押してもらっていた。1年分を納付すると自分で保管し、申立期間については、この方法で納付したのに未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人所持の年金手帳を見ると、申立期間の印紙検認記録欄に、本来納付があれば押されるべき検認印が無い。

また、申立人は申立期間における保険料を区役所の窓口で納付し、保険料を納付するとマス目のある用紙に検認印を押してもらっていたと申し立てている。しかし、申立期間については、当時区の国民年金保険料の収納事務は、年金手帳に印紙検認する方式であり、ほかの納付方法は無かったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、特殊台帳の記録及び申立人所持の国民年金手帳を見ると、申立人がA市B区から同市C区に転居した際の住所変更手続を行った形跡が無く、A市C区国民年金担当部署では、申立人がA市C区に転入したことを把握できなかったことから、申立期間の保険料の徴収を行わなかったものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年3月までの期間、同年12月から9年5月までの期間、12年1月から同年3月まで期間、13年4月、同年5月、17年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月から8年3月まで  
② 平成8年12月から9年5月まで  
③ 平成12年1月から同年3月まで  
④ 平成13年4月及び同年5月  
⑤ 平成17年4月及び同年5月

申立期間①については、両親に勧められて、母と一緒にA市B区役所に行って加入手続をして国民年金手帳を受け取った。保険料は郵送されてきた納付書で区役所の窓口で納めた。しかし保険料額ははっきりとは記憶していない。

申立期間②については、退職後、国民年金の保険料の集金人が自宅に来て、「国民年金は、自宅にいる人は支払ってください。」と言ってきたが、その時には、お金が無かったので支払わなかったが、2日から3日ほどして、母と一緒に区役所に行って申立期間のうち、3か月の保険料6万円ぐらいを窓口で納付した。その後は1か月ごとに3回、1回に2万円ぐらいの保険料を区役所で納付した。

申立期間③については、退職後、自分自身では保険料を納付することができなかったので、区役所に行って相談すると申請免除の制度があることを知り、平成12年4月から13年3月までの期間を申請免除とした。この手続の時に申立期間の3か月の保険料を窓口で納付した。免除の手続をしたのは1回だけであった。手続をしたのは、12年4月よりも前だったと思う。

申立期間④については、平成13年6月に就職したので免除申請の手続はしたことはない。保険料は納付したが保険料額及びいつ納付したかの記憶は無い。

申立期間⑤については、退職後結婚までの2か月の保険料を区役所に行つて、退職したことを話して納付した。しかし、1か月分であったか2か月分であったかは記憶していない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のすべてについて保険料は納付してきた。また免除申請の手続きはしていないと申し立てている。

そこで、申立人の資格を取得している期間をみると、社会保険庁の記録から申立期間①、②及び⑤については、未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

申立期間③については、申立人は平成12年4月から13年3月までの保険料の免除申請手続き時に申立期間③の保険料を区役所窓口で納付したとしているが、社会保険庁の記録から、平成12年5月24日に免除申請していることが確認できる。この時点においては、申立期間③の保険料は過年度納付の手続きが必要となるが、区役所では過年度納付を取り扱っておらず、陳述とは符合しない。

申立期間④については、免除申請手続きをしたことはなく、保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録では平成13年4月13日に同年4月及び同年5月の保険料の免除を申請し、同年7月10日に承認されていることが確認できることから、陳述とは符合しない。

申立期間⑤については、保険料を区役所の窓口で納付したとしているが、平成14年4月以降は国民年金保険料の収納事務は国が一元的に管理しており、申立期間⑤の保険料は社会保険事務所が納付書を発行し、被保険者が金融機関等で納付する制度であったことから、陳述とは符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年12月まで

私は、国民年金加入と特例納付の勸奨状を受け、昭和53年7月A市役所で夫と一緒に夫婦二人分の加入手続をした。国民年金に加入した時点で、夫は期間が足りず特例納付を利用して納付したが、夫は年金にあまり関心が無く、夫の保険料は受給権確保分のみ特例納付し、残りのお金で私の納付期間を増やすように特例納付した。

受給の時期が近づき、市役所に受給額を聞きに行ったところ、思っていたよりも金額が少なかったため、家で資料を探したところ当時のメモを見つけた。家計簿に記入するために納付したときの金額を書いたメモで46万5,000円と書いてあった。自身の分として何か月特例納付したかは覚えていないが、残ったお金に財布にあったお金を足して納付したことは覚えており、そのメモに間違いない。

未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、夫の受給権を確保するために特例納付し、残ったお金で自分の特例納付をしたと申し立てている。

そこで、申立人のA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和53年7月に夫と一緒に夫婦二人分共に強制加入していることが確認できる。この時期は、第3回目の特例納付実施期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）であることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能である。

しかし、申立人は特例納付した期間及び保険料額は記憶しておらず、大きなお金だったという記憶から、メモにあった46万5,000円を特例納付した金額と陳述している。また、申立人が特例納付した時に納付金額のメモをしたと陳

述する封筒を見ると、7桁の郵便番号が印刷されており、郵便番号が7桁になったのは平成10年2月からであり、特例納付を行った時に記載されたものとは考え難い。

また、B社会保険事務所によると、申立人は、特例納付をした期間及び金額を全く覚えていなかったため窓口担当と相談し、メモにあった46万5,000円に併せて逆算し、申立期間を決めたとの回答があった。

さらに、申立人の夫は、当時44歳になっており、昭和43年12月まで特例納付しないと受給権を確保できなかったが、申立人は、当時36歳で52年1月まで過年度納付すれば受給権ができたことが分かる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月

私は、母及び近所の方の勧めもあり、将来のために国民年金に加入しておこうと国民年金に任意加入した。昭和51年4月から59年9月までの国民年金保険料納付書兼領収証書も持っている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月から59年9月までの国民年金保険料納付書兼領収証書を所持しており、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、A市に現存する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳を確認したところ、申立人の国民年金への任意加入申込が昭和51年5月17日にされていること及び同年11月11日に同年4月の保険料還付を受けたことが、国民年金被保険者名簿と特殊台帳のいずれにも記載されている。

この点について、申立人は夫が厚生年金保険被保険者であったことから任意加入となるため、さかのぼって国民年金に加入することができず、昭和51年4月の保険料は、本来徴収してはいけない期間の保険料であった。ところが、何らかの事務的過誤により、この間の保険料を徴収したため還付がなされたものである。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年12月まで

私は、私の夫が昭和46年8月に勤務先を退職したので国民健康保険加入の手続を聞きにA市役所に行った際、「未納であった年金保険料を2年はさかのぼってまとめて支払える。」と窓口で言われ、後日夫は昭和47年ごろから49年ごろにかけて、2回A市役所に保険料納付に出向き、申立期間の保険料を同市窓口で現金で納付した。その際に、窓口の男性職員はB4サイズぐらいの黒い表紙のバインダーに記録を記入した。保険料は月額で700円又は900円ぐらいで、1回当たり合計で1万円から1万5,000円ぐらいの金額を納付したと夫は記憶している。上記期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和46年8月に勤務先を退職し、国民健康保険加入の手続をした際に、未納であった年金保険料を2年さかのぼって支払えると伝えられ、後日、47年ごろから49年ごろにかけて、夫婦の結婚後未納であった保険料を2回に分けてA市役所に出向き、窓口で現金納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和50年3月3日にA市で払い出しを受けており、申立人が47年から49年に未納分を納付したとする陳述と符合しない。また、払出時点において、申立期間のうち、46年4月から47年12月までの期間の保険料は時効により納付できない。

また、昭和48年1月から同年12月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、納付を担当した申立人の夫は、A市役所の窓口で現金で納付し、納付の際に納付書、預かり書及び領収証をもらった覚えは無いと陳述している

が、過年度納付する場合には、納付者は納付書により指定金融機関から国庫に納付することになるため、申立人の陳述は制度上合致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から54年3月まで

私は、国民年金加入時のことはよく覚えていないが、結婚直前の昭和51年9月ごろに、A市役所で納付書を手に入し、47年11月から51年9月までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。

納付した金額は覚えていないが、結婚資金としてためていたお金の中から、勤務先の近くの郵便局で納付したことを覚えている。

結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、昭和54年3月までの保険料も妻が納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納付できないので、納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月ごろに、自身で47年11月から51年9月までの国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後、同年10月から54年3月までの保険料は妻が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の一部は、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和51年9月ごろに、申立期間のうち、47年11月から51年9月までの保険料をさかのぼってまとめて納付したとしているが、当時は特例納付実施期間ではない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、結婚後の昭和 51 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の妻も当該期間は未納となっている上、妻は既に死亡していることから、当時の国民年金保険料の納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人及びその妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、国民年金に加入して以降ずっと国民年金保険料を納付しており、A市B町に転居してからは40歳ぐらいの男性が集金に来ており、保険料を納付していた。

申立期間は国民年金に未加入とされているが、昭和46年の資格喪失届及び50年の資格取得届を行った覚えは無い。

昭和62年にC市へ転居してからは保険料を納付できない時期もあったが、申立期間は家を買ったところで経済的に余裕があり、保険料納付はできたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に加入して以降、国民年金保険料の納付を続けており、A市B町に転居後の申立期間の保険料についても集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する昭和41年8月19日発行の国民年金手帳の住所変更欄には、52年4月25日付けでA市D町から同市B町への住所変更届出が行われたことが記載されているところ、戸籍の附票によれば、申立人は46年4月に同市B町へ転居していることが確認でき、実際の転居より約6年遅れて国民年金の住所変更手続きが行われたと推認される。

また、国民年金の住所変更手続きが行われていない場合、市町村の国民年金担当部署では被保険者の転居先は把握できないため、国民年金の住所変更届が出されるまでの間、転居先を担当する集金人は、申立人の転居先には集金に行けなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの保険料は、国民

年金の住所変更手続後の52年5月18日に過年度納付されているが、この時点で、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人に係る国民年金記録のうち、申立期間の昭和46年4月に資格を喪失、50年3月に資格を取得と記録されていることについて、社会保険事務所では、平成11年の記録統合時の申立人55歳時点では、納付期間と申請免除期間を合わせても、資格期間は228月しかなく、60歳到達時に300か月の資格期間に達しないため、昭和46年4月から50年3月までの48か月が、夫の厚生年金保険加入期間に合わせ、当初の未納から未加入に変更され、カラ期間とされたのではないかとしている。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び同年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで  
② 昭和54年7月から55年3月まで

昭和50年ごろに夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した後、私がA市役所又は銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

昭和55年1月から同年3月までの保険料の夫婦二人分の領収印の無い領収書を持っているが、A市役所での収納時に不手際があり、領収印が押されなかったのではないかと思う。

申立期間①及び②の保険料は、間違いなく納付しており、未納と記録されているのは納得できない。納付済みに記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間①及び②の保険料も納付していたと申し立てている。

しかし、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳には、それぞれ申立期間①及び②は申立人及びその妻の二人共に未納と記録されているが、申立期間①と②の間の3か月は二人共に納付済みと記録されており、納付済みの期間をはさんで申立期間①及び②の2度の期間の納付記録が二人一緒に誤って未納と記録されたと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②の一部である昭和55年1月から同年3月までの保険料に係る領収印が押されていない領収書を所持しており、この領収書は当該期間の保険料を納付した際にもらったはずのものであり、押印が無いのは市役所で何らかの不手際があったものと思うとしているが、申立人が所持しているほかの期間の領収書(23枚138か月分)にはすべて領収印が押されてお



り、かつ、A市では、「当時の納付書兼領収書は横に三連につながった形式のもので、領収印は3か所に押すことから、押し忘れは考えられず、万一押印忘れがあったとしても、領収書の市役所控えを機械処理して納付状況を記録していた。」としており、また、当該領収書は、納付書送付時に納付書兼領収書として、被保険者へ送付されているものであることから、領収印のない領収書をもって、保険料を納付した際に交付を受けたものとまでは考え難い。

さらに、申立人の特殊台帳の昭和54年度の納付記録欄には「55催」の押印が有り、未納により保険料納付を催告されたことが記録されている。

加えて、申立人が所持する領収書の領収日付等から、申立期間①以前の期間の申立人の保険料の納付は、おおむね3か月ごとに納付されていたことが確認できるが、申立期間②直後の昭和55年度の保険料は年度末の昭和56年3月23日に1年分が納付されているなど、申立期間①及び②のころに納付状況の変化がみられる。

このほか、申立人は高齢のため、現在、申立人から直接申立期間当時の事情をこれ以上聴取することはできず、そのほかに申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から12年3月まで

私は、平成8年ごろにそれまで勤めていた父の会社を辞めて自ら事業を始めたが、そのころに妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

私の国民年金保険料は、妻が、A市役所B出張所に納付書を持参し、妻の保険料と一緒に夫婦二人分を数か月ごとに納付してくれているはずである。

当時の保険料額は、夫婦で2万数千円ぐらいだったと妻から聞いている。

申立期間については、妻が納付してくれているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年ごろ、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、平成9年に導入された基礎年金番号は、被保険者が同年1月1日時点で加入していた年金制度の記号番号を基礎年金番号として付番することとされており、申立人が申立期間に国民年金に加入して国民年金保険料を納付していれば、国民年金手帳記号番号（申立人の同記号番号は、昭和53年3月に払い出されている。）が基礎年金番号になるところ、申立人の基礎年金番号は、国民年金手帳記号番号ではなく、6年8月まで加入していた厚生年金保険の記号番号であることから、申立人は、9年当時は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できなかったと推認される。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間の保険料は未納であり、妻に係る社会保険庁のオンライン記録をみると、当該未納と記録されている期間については、平成12年5月付けで6年8月にさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者に資格を変更されたものと確認

できることから、申立人の国民年金への資格変更手続も、12年5月ごろに行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付等を行ったとする申立人の妻は、申立期間に係る国民年金の手続及び保険料納付を開始した時期についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

加えて、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年3月まで

私の妻が、夫婦二人分の保険料を納付してきた。途中から口座振替で一緒に夫婦二人分を納付してきた。しかし、妻の納付記録があるのに私の納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の保険料については、一貫して申立人の妻と一緒に申立人名義の銀行口座から振替により納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の妻に係る市の被保険者名簿を見ると、昭和53年11月及び56年11月に、申立人名義の銀行口座にて口座振替の手続が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間中の昭和59年5月18日に、A市からB市へ転出したことが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、また、同年7月26日にB市からA市に再転入したことが戸籍の附票及び市の電算記録から確認できる。この場合、申立人が口座振替により保険料を納付するためには、再度手続が必要となるが、転入後になされた口座振替の手続時期は平成元年6月であることが市の電算記録から確認でき、妻と一緒に口座振替で納付していたとする陳述とは符合しない。なお、申立人の妻には住所の異動は無かった。

また、申立人の収滞納一覧表を見ると、申立期間は未納、昭和63年度分は昭和63年5月に一括納付、平成元年4月及び同年5月は同年11月に納付されており、同年6月以降は口座振替により納付されていることが確認できる。他方、申立人の妻の収滞納一覧表を見ると、昭和59年4月から同年6月までの保険料は申立人同様未納であるが、その後は口座振替により納付されているこ

とが確認できる。そこで、申立人名義の銀行口座の取引記録をみると、同年3月21日に同年1月から同年3月までの保険料が二人分振り替えられているものの、同年4月から同年6月までの保険料については、残高不足のため二人共振替不能となっており、同年9月以降は、一人分の保険料のみ振り替えられていることが確認できる。このように、申立人及び申立人の妻に係る市の収滞納一覧表と申立人名義の銀行口座の取引記録の状況は整合しており、申立期間については、申立人がB市へ転居したことに伴い口座振替による納付ができなくなったと考えるのが相当である。

さらに、申立人自身は保険料の口座振替手続に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻は既に亡くなっておりその状況は不明であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 2967 (事案 123 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 42 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 42 年 4 月まで  
昭和 38 年 6 月に会社を退職し、翌月から保険料を支払い始めた。当時は、市の女性集金人に毎月保険料を支払い、その都度領収書を受け取っていた。月額保険料は、最初のころは 50 円であったが、39 年に 100 円に上がったことを鮮明に記憶している。しかし、記録では、38 年 7 月から 42 年 4 月までの 46 か月が未加入とされており、納付できないとして、第三者委員会に申立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし通知後に、当時、会社で一緒に働いていた方に年金相談したことを思い出し、自宅訪問したところ、相談者の義理の娘(証言人)が、私と同じ集金人に納付していたことが分かった。新たな資料として、一緒に集金人に納付した証言人の年金手帳を提出するので、私の申立期間も納付と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 42 年 5 月 20 日付けで初めて資格を取得していることが確認でき、その国民年金手帳記号番号は、同年 7 月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立期間は未加入期間となるため、制度上、この年金手帳記号番号によっては、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 8 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

そこで、申立人は保険料納付を示す新たな資料として、申立期間当時、一緒に集金人に納付したとする証言人の年金手帳を提出したが、申立期間について申立人の住所地とは別の市で納付されているなど、この資料では、申立人の申立期間の保険料納付を示す内容は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、平成17年8月の老齢基礎年金裁定請求時に、昭和36年4月から39年3月までの36か月が未納であることを初めて知った。

昭和43年5月に結婚するとき父から受け取った年金手帳には、35年10月に資格を取得したことが記載されており、両親は制度発足時から適切に保険料を納付してくれたものと理解している。

両親は既に他界しており、申立期間当時の納付方法等は聞くことはできないが、結婚後に居住した市では集金人が来ていたので、申立期間も集金人に納付していたものと推測でき、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が国民年金制度発足時から申立人の保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から昭和39年11月30日になされたものと推定できる。また、この点については、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄が昭和39年度分から作成されている状況と整合しているほか、国民年金手帳記号番号払出簿の記録とも符合している。この場合、手続時点では、申立期間のうち昭和37年9月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人と同様に両親が保険料を納付していたとする申立人の弟についてみると、昭和37年9月26日付け強制加入として、申立人より早く36年4月に手帳記号番号は払い出されている。一方、同人の納付記録をみると、資格取得月である37年9月以降申立期間は未納であるほか、保険料納付は申立人と同じく39年4月から納付が開始されていることが社会保険庁の記録から確

認できる。

これらの点を踏まえると、申立人の両親は、昭和 39 年度になされた申立人の加入手続を契機に、申立人及びその弟の保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む別読みによる氏名検索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から同年7月までの期間、同年10月から平成元年1月までの期間、及び同年5月から2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月から同年7月まで  
② 昭和63年10月から平成元年1月まで  
③ 平成元年5月から2年1月まで

私は、国民年金については親から必ず納めるように若い時から言われていたので、欠かさず納めてきたはずである。会社を退職したり、転居したりしたときには国民年金と国民健康保険の加入手続及び転入手続をいつも一緒に行っていた。申立期間についても、昭和63年2月ごろのA市役所での加入手続をはじめ、退職する度に手続を行っていたと思う。保険料についても、国民年金と国民健康保険はいつも一緒に、1か月又は2か月ごとに居住地の役所または銀行で、納付書によって納めていた。当時の保険料額は覚えておらず、領収書なども残っていないが、納めていることは間違いないと思うので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は転職は度々あったものの、会社を退職する度に国民年金の被保険者資格の再取得手続は、国民健康保険のそれと同時にそのつど遺漏なく行い、保険料納付も欠かさず行ってきたとしており、3回の申立期間についても同様であると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和60年11月にB県C市において手帳記号番号の払出しを受け、その際、同年5月26日付けで資格を取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁の電算記録から確認できる。しかし、申立人は、その後再就職と退職を繰り返すも厚生年金保険

被保険者資格喪失後、その都度国民年金の被保険者資格の再取得手続がなされた形跡は認められず、後に、厚生年金保険加入期間が判明したことに伴って、平成4年10月23日付けでそれまでの国民年金の資格の取得及び喪失日の追加及び訂正が一括入力されていることが社会保険庁の電算記録によって確認できることから、同年10月ごろに至って初めて資格再取得手続がなされたものと推定される。このことは会社退職後、その都度国民年金の被保険者資格の再取得手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、平成4年10月における上記の資格の取得及び喪失日の一括入力によって申立人が過去の未納期間の存在を認識するに至ったとしても、その時点においては、いずれの申立期間についても時効の成立により、既に保険料を納付できない期間となっている。

さらに、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間①以前にも未納期間が存在するほか、平成5年1月に昭和60年5月から61年2月までの厚生年金保険加入期間中の過誤納保険料（計6万7,400円）が申立期間③以降の時期の延べ3か月（計2万6,400円）に充当され、過誤納金額と充当金額との差額4万1,000円が申立人宛に還付されていることが社会保険庁の電算記録によって確認できることから、申立期間③以降の近接した時期にも未納期間が存在したことが確認できる。

加えて、申立期間は延べ18か月に及び、複数の行政機関において申立人宛に計18枚の納付書が作成されているが、18回も収納事務の過誤が発生することは考え難いほか、社会保険事務所において、氏名検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、申立人について別の手帳記号番号の存在は確認されなかった。

このほか、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月から61年3月まで

私は、夫の母に付加保険料の納付を強く勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、「付加年金もお願いします。」と窓口ではっきりと言ったことを覚えている。付加保険料を納めていないとされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、付加年金の加入についても申し出たと申し立てている。

付加年金の加入手続が行われた場合、当時は、年金手帳に付加年金に加入した年月日が記載されるものと考えられるが、申立人の所持する年金手帳を見ると、付加年金に関する記載が確認できない上、申立人に係るA市役所の被保険者名簿の付加年金欄も空欄となっている。

また、申立人は、昭和52年12月にA市からB市C区へ転居した際は、区役所の職員から付加年金の加入勧奨及び付加保険料の納付意思を確認されることはなかったとし、申立人も付加年金の加入確認及び付加保険料の納付申出を行わなかったと陳述していることから、C区役所においても、申立人に係る付加年金の加入手続が行われなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は9年1か月と長期間であり、付加保険料は定額保険料と同一の納付書により一括して納付されるものであることから、このような長期間にわたり、付加保険料の納付記録のみが欠落するとは考え難い。

加えて、申立人は、納付書に記載された金額について確認したことは無かったとし、領収証書はすべて昭和62年7月の転居時に紛失したと陳述している上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から60年4月まで  
私は、昭和56年10月に会社を退職する際、事務員から「退職後は年金の切替手続きをしてください。」と言われたので、すぐに社会保険事務所へ行き、国民年金への切替手続きを行った。  
退職後60歳になるまで、12枚綴りの納付書により、毎月、銀行で保険料を納付してきたのに、上記期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に会社を退職後、すぐに国民年金への切替手続きを行い、それ以降12枚綴りの納付書により、毎月銀行で保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の社会保険庁の記録をみると、昭和60年5月27日に任意加入により国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間は、記録上国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

また、A市が12枚（前納を含めて13枚）綴りの納付書による毎月納付方式に移行したのは、昭和62年4月であることから、申立期間当時は、従来の3か月単位の納付書納付方式であつたと考えられ、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和38年ごろ、隣人及び区役所から来た集金人に勧められて国民年金に加入し、同時に夫婦二人分の昭和38年度1年分の保険料を納付した。その半月後、同じ集金人に夫婦二人分の36年度及び37年度の2年分の保険料をさかのぼって納付した。昭和54年に夫が亡くなり、夫の死亡一時金1万円を受け取った時、区役所の職員から、私の年金は18年間掛けていると言われて安心していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、発行日が昭和39年4月22日であり、手帳発行日と同じ日付で昭和39年度1年分の保険料をまとめて前納していることが確認できる上、当該手帳記号番号が夫婦連番であることから、夫婦は、この日に一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、当該年度の保険料をまとめて納付したものと考えられ、その加入時期及び最初の納付年度に関して、申立内容と一致しない。

また、同年金手帳に記載された申立人の資格取得日は、昭和39年4月1日となっており、夫婦の社会保険庁の記録とも一致していることから、申立期間は、記録上、夫婦共に国民年金の未加入期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられる。

申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、夫婦に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年11月まで

私は、昭和43年3月に結婚するまでは国民年金に未加入であったが、同年春ごろに兄嫁から勧められて、同年8月ごろまでに自分でA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、手続後窓口で国民年金手帳の交付を受けたと思う。

申立期間のうち、A市に在住していた時は、自宅に市役所の中年女性の集金人が3か月ごとに来て、現金で納付した。納付を始めた当時の月額保険料は300円であったのを覚えている。

さらに、昭和45年12月に、B市C区に転居した以降も、自宅に区役所から中年女性の集金人が来て引き続き保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和43年3月から同年8月ごろまでの間に、A市で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の年金加入記録及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、B市C区に転居した2年後の昭和47年12月16日に、初めて国民年金任意加入被保険者として加入手続を行っており、申立期間は国民年金未加入期間となっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の同手帳記号番号は、昭和47年12月25日にC区で払い出されており、加入手続時期と符合し、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することはできない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 47 年度の印紙検認記録欄を見ても、昭和 47 年 12 月以降の検認記録しかなく、最初の検認日は資格取得日と同一日の同年 12 月 16 日となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取るろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から52年3月まで  
区役所の職員が自宅に来て、国民年金の加入をしつこく勧めたので、昭和47年6月に自分で国民年金加入手続を行い、その際、1年分の保険料をまとめて納付した。

その後の保険料は私の母親が納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に、自身で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、当初の1年分を一括納付し、その後は、母が納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月3日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、50年12月以前の保険料は過年度納付することもできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和49年11月以降から使用されている三制度共通様式のもの1冊のみであり、陳述している国民年金加入時期と符合しない。

加えて、特殊台帳を見ると、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された同年8月時点で、1年分の過年度保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から23年4月29日まで

A社において、昭和21年5月から24年2月1日までB業務に従事していたが、社会保険庁の記録によると、21年5月から23年3月までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社には、前職であるC社を退職後間もなく、当時のD駅前の公共職業安定所の紹介により就職した。給与は月給制で、厚生年金保険料も天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年5月からA社に勤務していたと申し立てているところ、同社が作成した独自の「厚生年金保険加入者名簿」によると、申立人の被保険者期間（昭和23年4月29日に被保険者資格を取得、24年2月1日に被保険者資格を喪失。）は社会保険庁の記録と同じとなっているほか、社会保険事務所の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記号番号払出日は、申立人の同社における被保険者資格取得日直後の23年5月15日であることが確認できる。

また、申立人は、A社入社後、退職するまでずっと大部屋で真ん中に通路がある寮に住んでいたと陳述しているところ、昭和23年3月13日ごろ、同社に入社したとしている同僚から、「申立人のことはよく覚えている。私も入社した時から寮に入っていたが、当初は古い小屋のような建物で、その後すぐに、大部屋で真ん中に通路がある新しい寮が建てられた。申立人は私が新寮に移った後に入寮してきた。」旨の陳述を得たほか、新しい寮の構造について、申立人と同僚の陳述が一致することが認められる。

さらに、申立人が、「25歳ぐらい年上で、自分より前から勤務していた先輩。」

として名前を挙げている同僚と同一人とみられる者が、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿において認められるところ、当該同僚の被保険者資格取得日は昭和23年4月3日となっている。

加えて、A社が所有していたほかの支社においても、申立人に係る厚生年金保険加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から24年5月1日まで

私は、昭和21年3月1日から24年4月までA県B市のC社に勤務していた。業務はD業務で、特殊な技能のため当時としては高い給料をもらっていた。その中から厚生年金保険料を天引きされていたと思う。

しかし、社会保険庁の記録によれば、C社に在職していた期間について厚生年金保険に未加入とされている。

当時の給与明細書は残しておらず、同僚等も亡くなっているが、申立期間において勤務していたことは確かであり、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申し立てているC社の所在地及び事業主の氏名が、同社の厚生年金保険被保険者名簿における事業所所在地及び事業主名と一致することから、申立人が同社に在職していたことは推定できる。

一方、申立人が職場の直属の上司（課長）であり、3か月間程同居していたと申し立てている者は、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できず、別途氏名検索を行っても同社で被保険者資格を取得していた記録は見当たらないことから、当時同社には在職しながら何らかの事情で厚生年金保険に加入していない者がいた可能性がうかがえる。

また、社会保険庁の記録によれば、C社の厚生年金保険新規適用は申立人が同社に勤務を始めたとする時期から1年8か月後の昭和22年11月1日となっており、同社の新規適用時から24年2月25日の間における厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白は見当たらず、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

さらに、C社の事業主は既に死亡しているほか、住所が判明した申立期間当時の同僚で申立人を覚えている者は確認できず、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 19 日から 55 年 9 月 30 日まで  
昭和 43 年 8 月 8 日から 55 年 9 月 30 日まで、A社に勤務し、B業務に従事していた。在職中はずっと会社の敷地内にあった寮に住んでいた。  
社会保険庁の記録によれば、昭和 46 年 12 月 19 日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、以後 55 年 9 月 30 日までの間が厚生年金保険に未加入とされている。  
申立期間においてA社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 43 年 8 月 8 日から 55 年 9 月 30 日まで在職していたと申し立てているところ、雇用保険の記録によると、申立人の被保険者資格の取得日は 43 年 8 月 8 日、離職日は 46 年 12 月 18 日で、社会保険庁の記録と一致することが認められる。

また、申立人は、入社から退職まで会社敷地内にあった寮（A社によれば昭和 42 年ごろに設置。）に住んでいたと申し立てているところ、昭和 44 年から平成 11 年までA社において在職が確認できる者から、「寮は昭和 48 年ごろまでC市D区の会社工場の3階にあったが、同年にC市E区に移転し、50年に売却した。売却後はアパートを借りて寮代わりにしていた。」旨の陳述を得た。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬の変遷記録は、昭和 46 年 10 月 1 日の定時決定が最後となっており、以後の記録が確認できないところ、申立人が、同年 12 月 19 日以降も同社に在職していながら、9年間にわたり定時決定記録が無いことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月3日から45年5月1日まで  
② 昭和46年5月1日から47年7月21日まで  
③ 昭和50年10月15日から51年10月31日まで  
④ 昭和60年4月3日から平成元年7月まで  
⑤ 平成5年1月1日から10年5月9日まで

A社、B社、C社及びD社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないため、脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

また、申立期間④については、事業主としてE社を設立し、当初は以前勤務していたA社の所有物の管理運営を業務としていた。

E社設立後、A社の代理人として同社の得意先のF社に2年半出向していた時期があり、その間、E社の経理は事務員に任せていたが、厚生年金保険料は間違いなく納付したものと思っている。

社会保険事務所からは、E社について、「厚生年金保険加入事業所名簿を確認したが、該当事業所は見当たらない。」との回答を受けているが、申立期間については同社で厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は平成11年7月26日に支

給決定されたこととなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年6月2日に社会保険事務所で受付されていることが確認できる。

そこで、当該請求書を見ると、「前に被保険者として使用された事業所の名称・所在地及び勤続期間」の欄には、申立てに係る4回の厚生年金保険被保険者期間について、すべて記載されているなど、記載内容に疑義が認められないほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理についても不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金の支給方法は、G銀行（現在は、H銀行。）I支店の申立人名義の預金口座への振込払いとなっているところ、同行の記録によれば、同口座に平成11年7月30日付けで脱退手当金支給額と同額の51万9,400円が社会保険事務所より支払われていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る3つの記号番号が脱退手当金支給直前の平成11年7月13日に統合処理されていることから、脱退手当金支給に伴って手続されたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間④について、E社に係る商業登記簿から、同社が申立期間中の昭和61年7月8日に設立されていることが確認でき、申立人が同社に在職していたことは推認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、E社が、厚生年金保険適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、E社の社員数について、申立人を除き事務員が1人であった旨陳述していることを踏まえると、当時の厚生年金保険法上において、同社は昭和63年3月31日までは強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推測される。

さらに、申立人は、経理事務は事務員に任せていたと申し立てているものの、当該事務員の名前を覚えていないため、申立人に係る保険料控除について聴取することができない。また、自らの厚生年金保険料額についても分からないと陳述している等、保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、E社勤務期間のうち2年半は、A社の代理人としてF社に出向していた旨申し立てているところ、社会保険事務所が保管している両社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が申立期間において在職していたことは確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から45年4月30日まで

社会保険庁の記録によれば、昭和41年7月1日から45年4月末まで勤務していたA社における厚生年金保険加入記録が見当たらない。同事業所には、妹及び弟と一緒に勤務していたが、妹及び弟には同事業所における厚生年金保険加入記録が残されている。また、当時、親しくしていた同僚のBさん一家（御夫妻、長女、長男及び次男）に聞いてもらえば、私が同事業所に勤務していたことはわかるはずである。

A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和43年8月1日から44年4月29日まで被保険者であったことが確認できる同僚から、「私は、実際には昭和37年ごろからA社に勤務していたが、申立人は、私が勤務を始める以前から在職しており、退職するときもまだ勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間のうち、相当期間において同事業所に在職していたことは認められる。

一方、上記同僚から、「A社では、従業員はいくつかのグループに分かれており、仕事はグループ単位の請負いのようなもので、報酬は歩合制であった。私が所属していたグループは家族5人で構成され、父親がグループ長であった。私は昭和37年ごろから勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは43年8月となっている。グループ長である父親が、私も25歳になったので、そろそろ厚生年金保険に加入させようと会社に手続を依頼したのだと思う。」旨の陳述が得られたほか、当該同僚のグループ5人のうち、A社において厚生年金保

険加入記録が確認できるのは、当該同僚と父親の2人だけである。

また、申立人は、4人（申立人、妹、弟及び近所の女性1人）でグループを組み、申立人がグループ長であった旨陳述しているところ、申立人のほか、近所の女性1人も、A社における厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、申立人が親しく付き合い合っていたと申し立てているB氏一家については、全員A社における厚生年金保険加入記録が確認できない。

加えて、申立人は、「会社から健康保険証を受け取ったと思う。」旨陳述しているところ、A社が厚生年金保険適用事業所であった全期間における厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白は見られず、申立人の加入記録が失われたとは考え難い上、社会保険庁の記録によると、同事業所は申立期間終期（昭和45年4月末）1年前の昭和44年4月29日に社会保険の適用事業所では無くなっていることが確認できる。

以上の事情を踏まえると、A社では、厚生年金保険加入について何らかの条件を設けていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 30 日から 46 年 7 月 26 日まで

私は、昭和 43 年 9 月 1 日にA社に就職し、49 年 9 月 15 日に退職するまで、1 日の空白も無く勤務していた。

社会保険庁の記録によれば、昭和 44 年 12 月 30 日から 46 年 7 月 26 日までの 1 年 7 か月が厚生年金保険に未加入とされている。

A社では就職から退職まで社宅に住んでおり、在職していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から、申立人が、申立期間において同事業所に在職していたことは認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人より 1 か月遅れの昭和 45 年 1 月 30 日にいったん被保険者資格を喪失し、申立人と同じ 46 年 7 月 26 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる同僚から、「厚生年金保険被保険者資格の喪失期間中もA社に継続して勤務していたが、被保険者となっていない期間中は、保険料負担が重いという会社側の都合で、健康保険・厚生年金保険から脱退させられ、国民健康保険に加入していた。医療費の自己負担額が増えたので当時のことをよく覚えている。」旨の陳述を得た。当該同僚は、当時、現場責任者をしていたと陳述しており、標準報酬月額は最高等級（昭和 44 年 11 月から 10 万円。）であったことが確認できるところ、申立人も職長であった旨陳述しており、標準報酬月額も 44 年 11 月から最高等級となっていたことが確認できる。

また、当該同僚の妻は、昭和 43 年 9 月 1 日から 49 年 7 月 26 日まで同じくA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、途中に加入期間の空

白はみられない。この点について同僚は、「女性は給与が低く、社会保険料負担が少なかったためと思う。」旨陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、申立期間当時、同僚の妻の標準報酬月額が2万6,000円で、同僚と比べ3分の1以下であったことが認められる。

さらに、A社の同僚から、「A社は、昭和46年7月23日に株式会社となったが、法人化に当たり税理士が社長に対し、法人化するなら、社会保険は法に従って取り扱わなければならないと言っていたことを覚えている。」旨の陳述を得た。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人及び同僚の被保険者番号は、厚生年金保険を脱退している期間の前後で変更されていることが確認でき、事業所が社会保険事務所に対しいったん被保険者資格喪失届を提出したことがうかがわれる。

以上の事情を踏まえると、A社では、申立期間当時、社会保険料負担軽減のため、既存の被保険者のうち、標準報酬月額が高く、職制であった者等について選択的に健康保険・厚生年金保険を脱退させたが、法人化に伴い、被保険者資格の再取得手続を行ったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 11 月 15 日から 44 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 1 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 9 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

社会保険事務所で、脱退手当金の裁定請求書を見せてもらったが、請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 8 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 11 月 26 日に支給決定されたこととなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年 9 月 5 日に社会保険事務所へ提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないほか、申立人の脱退手当金は、同請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い B 銀行 C 支店での隔地払い（通知払い）となっているなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さがうかがえない。また、同請求書の「被保険者として使用された事業所」欄には、A 社の名称及び住所のゴム印が押されていることから、脱退手当金の請求に当たっては、事業主が何らかの関与をしていた可能性も否定できない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 20 日から 32 年 10 月 15 日まで  
② 昭和 32 年 10 月 15 日から 39 年 7 月 12 日まで

社会保険庁の記録によれば、昭和 31 年 12 月 20 日から 39 年 7 月 12 日までの厚生年金保険加入期間について、同年 8 月 12 日に脱退手当金を受領したことになっているが、請求手続を行ったことも支給を受けた記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 8 月 12 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立期間に係る最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が記載されているページを含む前後各 8 ページ (253 人) に記載された女性のうち、申立人と同一時期 (おおむね 2 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した 23 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 18 人みられ、うち 11 人が資格の喪失後約 3 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である B 社及び A 社の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の 2 回の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金

を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
A社に勤務した昭和35年8月1日から41年6月1日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっているが、請求も受給もしていない。  
脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年8月9日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号を見ると、申立人は昭和41年6月1日にA社において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、51年11月に同事業所で被保険者資格を再取得しているところ、申立人の被保険者記号番号は申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることが確認できる。一方、申立人と同様に同事業所で被保険者資格を喪失した後、再取得している者で脱退手当金を受給していない者の被保険者記号番号は再取得時も同一であることが確認できる。これらのことから、申立人の被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 22 日から 33 年 6 月 30 日まで  
昭和 26 年 5 月 22 日から 33 年 6 月 30 日まで勤務した A 社 B 工場を退職した際、脱退手当金を受給したことになっているが、請求した記憶は無く、受給していない。

同社を退職後は、実家（C 県 D 市）へ帰り、結婚するまで実家の店の手伝いをしていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 9 月 30 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計 11 ページ（220 人）に記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 73 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 55 人みられ、うち 53 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 10 日から 30 年 12 月 21 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社B工場における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

会社を退職するに当たり、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から19日後の昭和31年1月9日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計10ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した43人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め38人みられ、うち32人が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 12 月 1 日から 42 年 1 月 1 日までの期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社を退職する際、社長から「脱退手当金を受け取ることはせず、厚生年金保険加入記録は残しておいた方がよい。」と聞いていたので脱退手当金は請求していないし、受給もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 24 日後の昭和 42 年 1 月 25 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、同年 1 月 10 日にB社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないことのほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計 74 人のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 11 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 11 人全員が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、A社に保管されていた申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、

申立人の脱退手当金裁定請求書と同日付けで社会保険事務所で受理されていることが確認でき、事業主が資格喪失届に併せて、裁定請求書を提出したと考えられることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から34年まで  
② 昭和40年11月から47年12月まで  
③ 平成元年11月22日から5年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③の期間について記録が無いとの回答があった。

申立期間①については、A社で勤務していた。

申立期間②については、B社で店長をしていた。健康保険証を持っていたと思うので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間③については、C社に、昭和61年1月から平成7年3月まで継続して勤務していたので、途中の記録が無いのは、納得がいかない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、D社が保管している資料から、申立期間①の当時、D社がA社という名称であったことが確認できる。

また、D社の元社員の陳述から、時期までは明らかではないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録から、D社は、昭和24年11月1日に健康保険適用事業所となり、29年8月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できるところ、D社の申立期間①に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

さらに、D社は、保管する申立期間当時の資料の中に、申立人に係る資料は見当たらず、申立人の同社での勤務状況及び保険料控除について確認することができないとしている。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、申立人が申立期間②当時に勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、同社の役員等が確認できないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人が記憶しているB社の事業主の氏名とおおよその年齢から、厚生年金保険被保険者記録の検索を行ったが、該当する人物は見当たらない。

加えて、当時の事情を知る者も無く、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

申立期間③については、社会保険庁の記録をみると、申立人は、申立期間③のうち、平成元年11月21日から2年間、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、E病院は、申立期間③に申立人が使用した医療保険証の種類に係る照会に対して、政府管掌任意継続健康保険被保険者証を使用していたこと、及び当該資格を喪失した後は国民健康保険被保険者証を使用していたとしている。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされる平成元年11月21日に、老齢厚生年金の受給権が発生し、その後全額受給していることが確認できることから、申立期間③の期間、申立人が厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。  
当時の資料は無いが、厚生年金保険の保険料は事業主により控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の記憶している同僚が、申立期間にA社（現在は、B社。）で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人の在籍は推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の人事記録等関係資料は、既に保存期間が過ぎているために無く、申立人の厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、B社人事部の担当者は、申立期間当時は通常7か月以上の試用期間を経過した者を厚生年金保険に加入させており、申立人が5か月ほどしか勤務していないのであれば、厚生年金保険に加入させていないと思うと陳述している。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に、A社で被保険者記録の有る従業員の一人名は、半年は勤務していたと思うが、厚生年金保険の記録が1か月しか無いとの回答を得ていることから、当時試用期間があったことが裏付けられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 21 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社の社員名簿及び出勤簿から、申立人が昭和42年11月1日からA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、A社の当時の事業主は、申立期間の厚生年金保険料の控除等について、関連資料が無いため確認できないとしている。

また、申立人は、社員名簿の自身の入社年月日欄に「昭和42年11月1日」と記載されていることから、同日付けで正社員として採用され、かつ、厚生年金保険の被保険者となったはずであると主張しているが、同名簿において、昭和44年から51年にかけて入社年月日の記載のある同僚8人は、社会保険事務所の記録において、入社日に被保険者資格を取得している者はおらず、それぞれ入社日から1か月から14か月後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社で勤務していたことが確認できる複数の同僚に同社の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚は、入社後6か月ぐらいの試用期間があり、その後、正社員となり厚生年金保険に加入したとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 20 日から 13 年 4 月 1 日まで

A社に、平成 11 年 11 月 20 日から 13 年 11 月 30 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録は、同年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの加入期間となっている。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間に、A社において勤務していたことは認められる。

しかし、A社から提出された「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」を見ると、申立人の給与は平成 11 年 12 月から支給されているが、厚生年金保険料は、13 年 4 月の給与から控除が開始されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録をみると、申立人は、平成 11 年 4 月 21 日から 13 年 4 月 1 日まで、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該事業所は、「雇用保険のみ加入手続を行い、厚生年金保険は任意継続被保険者期間満了時の平成 13 年 4 月 1 日に加入させた。」としている。

加えて、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 1 月 20 日まで

A社でB業務従事者として、昭和 60 年 8 月から 62 年 4 月まで勤務していたはずであるが、厚生年金保険の記録は 61 年 1 月 20 日から同年 4 月 21 日までの加入期間となっている。申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の陳述から、入社年月日は不明であるが、申立人が、A社のB業務従事者として申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 8 年にC部門の経営権を譲渡しており、その際に人事記録等の資料も引き継ぎ、その後、譲り受けた事業主も廃業しているため、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等は確認できない。

また、元同僚は、「B業務従事者は特殊な職種であり、適性が重要であることから、社会保険への加入は、一般応募の場合はB業務従事者であっても、入社してしばらく適性を見定めてから加入していた。」と陳述している。

さらに、申立人の国民年金の記録をみると、申立人が、申立期間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 24 日から 35 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 10 日から 36 年 4 月 19 日まで

私は、申立期間①はA県にあるB社でC業務従事者として勤務した。雇用主はD社又はE社であったが、D社から健康保険証をもらったように思う。

また、申立期間②はF社G支店に勤務し、I業務に従事した。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の期間について厚生年金保険が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社でC業務従事者として勤務していたと申し立てており、出入り業者や現場施設について詳細に記憶しているものの、申立人の雇用主に関する記憶は曖昧で、D社又はE社のいずれかであったと思うと陳述している。

そこで、D社に申立人の在職について照会を行ったところ、同社では、人事記録に申立人の記録は無いことから、申立人は同社で採用した社員では無かったと陳述している。また、D社H支社に係る被保険者名簿から19名を抽出し照会したところ、16名から回答が得られたが、全員が申立人の記憶は無いと陳述している中で、複数の同僚は、H支社にはC業務従事者はおらず、E社ではなかったかと回答している。

一方、E社では、当時の資料が無いため申立人の申立期間における在職は不明であるとしているほか、事業所でC業務従事者を直接雇用することは無く、通常は下請業者に委託していると陳述している。

また、申立人が下請業者で雇用されていた可能性を含め、各種氏名検索を行ったが、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できないほか、申立人

は申立期間①に係る保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、F社G支店で臨時雇用としてI業務の仕事をしていたと申し立てしているところ、同社人事部は、当時の資料が無く、申立人の在職については不明と回答している。

また、当時の状況は不明であるが、現在もI業務従事者は臨時的に雇用しており、通常3か月から4か月間の雇用契約としているので、厚生年金保険には加入させていないと陳述していることから、事業主は、申立人をI業務が必要な期間のみ臨時的に雇用し、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。

また、申立期間に係るF社G支店の被保険者名簿における健康保険証の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、各種氏名検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 10 月 26 日から 34 年 2 月 2 日まで

私は、A社に昭和 31 年 4 月 1 日に入社して 34 年 2 月 2 日に退職するまで勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、申立期間①及び②が厚生年金保険未加入となっている。申立期間当時、健康保険証を持っていた記憶があり、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は保存されていないほか、賃金台帳等の資料は無く、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、申立人の申立期間における在職について確認することはできなかった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している同僚 13 名を抽出し照会したところ、回答の得られた 5 名は申立人の入社日や在職期間についていずれも不明としており、申立人の申立期間における同社での在職をうかがわせる陳述は得ることができなかった。

さらに、回答が得られた上記 5 名のうち 2 名は、A社では入社後 1 か月から 3 か月経過してから厚生年金保険に加入させていたと陳述しているほか、上記同僚のうち、申立人と同年齢で中学卒業後に同社に入社した 4 名の同僚全員が、申立人の厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和 31 年 8 月 1 日となっていることから、当時、同社は一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、当該被保険者名簿において、申立人が資格を取得した前後の期間に

おける被保険者資格の取得状況をみると、昭和 30 年 8 月 1 日付けで資格を取得している者が 5 名、31 年 6 月 1 日付けで資格を取得している者が 7 名、同年 8 月 1 日付けで資格を取得している者が 6 名で、申立人主張の同年 4 月 1 日付けで資格を取得している者は見当たらないほか、被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番も見当たらないことから、社会保険庁の記録が失われたとも考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無い上に、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人はA社に昭和 34 年 2 月 2 日まで勤務したと申し立てているが、上記のとおり、同社の同僚の陳述内容から申立人の勤務期間等を確認することはできなかった。

一方、A社に係る被保険者名簿によると、申立人は昭和 31 年 10 月 26 日に資格を喪失となっている上、健康保険証が返却されたことを示す「証返」のスタンプが押されており、資格喪失手続に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無い上に、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 3 月から 36 年 4 月まで、A氏が事業主であったB社に住み込みのF業務従事者として勤務していた。

私の年金記録(昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 8 月 1 日まで)のあるC社は、私の事業主であるA氏のような、いわば一人事業主のような事業所が集まっていた会社であり、私は就職時からずっとB社で勤務しており、そのA氏がC社を脱退してD社を設立したことに伴い、私の身分も同社に移っている。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 8 月 1 日までの空白期間があったが、当該期間は同じ事業主(A氏)の元で継続して勤務しており、常に健康保険証を所持していた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、E市内の業者が集まって会社として組織していたC社(A社)でF業務従事者として継続して勤務していたと申し立てているところ、当時の同僚から、「申立人は申立期間も引き続いてA社の社員として勤務していたと思う。」旨の陳述が得られたことから、申立人は申立期間もA社で勤務していたことが推定できる。

しかしながら、C社が適用事業所で無くなった日は昭和 34 年 4 月 1 日で、A氏が同社を退職し、新たに設立したD社が適用事業所となった日は同年 8 月 1 日であり、申立期間の一部は両社とも適用事業所となっていない期間に当たり、事業主のA氏は、C社で資格を喪失してから同年 8 月 1 日にD社で資格を取得するまでの約 1 年 5 か月間は空白期間となっている。

また、申立人は、当時、C社の中のA社では常時 10 名程度の従業員が働い



ていたと陳述しているが、申立人が上司及び同僚であったと名前をあげた者のうち、同社において被保険者記録を確認できたのは親方のA氏と先輩の2名だけであった。

さらに、申立人は当該先輩は、申立人より1年から2年前に入社していたと申し立てているところ、同氏の資格取得日は申立人が資格を喪失した約8か月後の昭和31年4月10日になってからであることが確認できることなどから、C社ではすべての従業員を社会保険に適確に加入させていた訳では無かったことがうかがわれる。

加えて、C社は、「当時の給与及び社会保険手続については各事業所の責任者に任せていたため不明である。」と回答しており、また、責任者であったA氏は既に他界していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除について陳述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から25年9月1日まで

私は、A社に昭和21年12月1日から23年2月1日まで勤務し、その後すぐにB社に転職した後は、同社がC社に商号変更されてからも継続して勤務していた。しかし、私の厚生年金保険の加入記録について照会を行ったところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和23年10月1日と教えられたので、申立期間は同社では無く、G業務をしていたD社という事業所に勤務していた期間である可能性もあるので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年2月1日からB社に就職し、同社で厚生年金保険資格を取得後、吸収合併等によりC社に変更されてからも継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社に係る被保険者名簿から抽出した10名の同僚は、亡くなっているか、所在不明であるため、申立人の勤務実態等について確認することはできなかったほか、申立人が当時の同僚であったと申し立てている2名の同僚の同社での資格取得日は、いずれも申立期間後となっているなど、申立人の申立期間における在籍をうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、申立人及び当該2名の同僚は、B社は、その後、C社を経てE社に吸収合併されたと思うと陳述しているところ、社会保険庁の記録によると、E社は昭和39年3月21日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、商業登記の記録も無いことから、それぞれの元事業主等から申立人の申立期間にお

ける勤務実態等について確認することはできなかった。

さらに、B社の厚生年金保険の新規適用日は、社会保険庁の記録では確認できないものの、同社に係る被保険者名簿において最初に記録されている同僚の資格取得日が昭和23年10月1日であることから、同社が適用事業所となったのは同一日であることが推定できる。

加えて、B社に係る被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえないほか、各種氏名検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は確認できなかった。

ところで、申立人は、申立期間中に、D社（現在は、F社。）において、H業務従事者として勤務していた可能性があるとも陳述しているが、同社の当時の事業主は、申立人の在籍について、「資料が無い上、申立人の記憶も無く不明である。」としているほか、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和35年2月1日であり、当該事業所は、「適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたことはない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 3677

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月21日から59年2月10日まで

私の厚生年金保険の加入記録は、申立期間が未加入期間となっているが、A社に昭和55年3月21日から59年2月10日まで勤務していることが雇用保険の被保険者記録から証明できるので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の当時の代表取締役の陳述により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、上記のA社代表取締役から、申立人の申立期間に係る保険料控除についての陳述は得られなかった。

さらに、申立人及びその妻の国民年金記録は、昭和57年度以降の申立期間に係る国民年金保険料をいずれも全額免除とされていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料控除については覚えていないと陳述しているほか、各種氏名検索を行っても申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日に A 社に臨時社員として採用され、32 年 7 月 1 日まで、同社 B 支社で勤務した。

しかし、社会保険事務所では、昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 7 月 1 日までの厚生年金保険加入記録しかない。

A 社発行の在職証明書には、昭和 30 年 4 月 1 日に採用されたことが記載されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社発行の在職証明書から、申立人が、昭和 30 年 4 月 1 日から、臨時社員として同社 B 支社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する B 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が先輩若しくは同期であったとする同僚も、申立人と同じ昭和 31 年 11 月 1 日に B 支社で被保険者資格を取得している。

また、上記名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる別の同僚は、「私も、臨時社員として B 支社に採用後、2 年半ぐらいは厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述していることから、B 支社では、臨時社員について、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A 社総務部の現在の担当者は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除については資料を保管しておらず不明であるが、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはあり得ない。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から22年6月1日まで

私は、昭和20年3月にA社B支店に入社して、3か月の試用期間を経て、同年6月に正社員となり、22年6月まで同行に勤務した。同じ学校を卒業して同期で入社した同僚のDさんを覚えている。

しかし、社会保険事務所では、昭和22年6月1日から同年6月24日までの厚生年金保険加入記録しか無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年3月からA社B支店に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を継承するC社は、申立期間当時の従業員名簿には、申立人の名前は無いと回答している上、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と資格取得日が同一日であり、連絡先が判明し聴取することができた元従業員4人はいずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間における在職を確認することができない。

また、当該元従業員4人は、いずれも入社後3か月から1年程度、厚生年金保険に加入していない期間があったが、その間の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からないと陳述している。

さらに、申立人が同期入社であったとしている者も、申立人と同じ昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、A社B支店においては、申立期間当時、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、C社の担当者は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除については資料が保管されておらず不明であるが、厚生年金保険に加入していな

い者から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 10 日から 42 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所でA社B事業所における標準報酬月額を確認したところ、申立期間については、それぞれその直前の期間の標準報酬月額よりも4,000円低くなっており、パーセンテージ換算でも、申立期間①が7.7パーセント、申立期間②が7.1パーセント低下している。

当時、このような賃下げが行われた旨の通知は無く、標準報酬月額が低下する理由は考えられないので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が、直前の期間の標準報酬月額よりも低くなっていることに納得できないと申し立てている。

しかし、A社が作成し保管する厚生年金保険に係る「被保険者原簿」に記載されている申立人の申立期間における標準報酬月額と社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額は一致しており、同社の事務担当者は、申立期間における申立人からの厚生年金保険料の控除については、保管する資料は無いが、社会保険事務所に届け出たとおりの標準報酬月額に基づいて保険料を控除していたはずであると陳述している。

また、A社の事務担当者は、「時間外労働の変動等により、転勤時の資格の取得及び定時決定の際に標準報酬月額が1等級程度下がることは珍しいことではない。」としている。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立人と同時期に被保険者資格を取得した者 21 人についてみると、3 人が申立人と同様に資格取得時に、また、1 人が申立人と同じ昭和 42 年 10 月 1 日に、それぞれ標準報酬月額が 1 等級低下している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社での加入期間が昭和 49 年 1 月 31 日までである旨の回答を得た。

昭和 49 年 1 月 31 日までA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の退職願及び事業主の陳述から判断して、申立人が昭和 49 年 1 月 31 日に同社を退職したことは推認できる。

しかし、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失日が退職日の翌日である昭和 49 年 2 月 1 日ではなく同年 1 月 31 日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社では、「現在、月末に退職する者については、厚生年金保険の資格喪失日を月末として届け、喪失月の保険料は控除していない。申立期間当時も同様の取扱いであったと考えられる。」としている。

A社におけるこのような取扱いは、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 46 年 4 月から 62 年 10 月 31 日までの期間に被保険者資格を喪失した 139 人のうち、資格喪失日が月末である者は 35 人であり、月初の者は 1 人であることからもうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から同年11月26日まで

私の夫は、昭和56年3月からA社に勤務していたが、社会保険事務所では、同社において厚生年金保険に加入した日が同年11月26日と記録されている。

夫は、入社当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、A社では、入社後6か月程度の試用期間が有り、この期間は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

また、申立人の妻は、自分もA社に2、3か月勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には加入記録が無く、同社に2度勤務したとする別の同僚も、少なくとも6か月程度勤務したとする1回目の勤務期間における被保険者記録が無い。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、A社は、平成14年2月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 21 日から 4 年 5 月 1 日まで

私は、平成 3 年 9 月 21 日に A 社に入社し、同社の B 事業所で勤務していたが、社会保険事務所では、厚生年金保険に加入した日が 4 年 5 月 1 日と記録されている。

雇用保険の記録では、A 社に平成 3 年 9 月 21 日から加入とされているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社が保管する労働者名簿には、申立人がパート社員であったことが記載されており、同社の事業主（申立期間当時は、専務取締役。）は、「申立期間は、申立人の勤務時間が短時間であったため厚生年金保険に加入させておらず、その後、申立人の勤務時間が長くなったので厚生年金保険に加入させた。厚生年金保険に加入させていない間は、保険料は控除していなかった。」としている。

また、申立期間当時の申立人の上司も、「申立人はパート社員であり、入社当初の勤務時間は短かった。その後勤務時間を長くした。」と陳述している。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間の一部であり、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する月の前月である平成 4 年 4 月の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 3684

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 4 月まで

昭和 32 年 4 月から 33 年 4 月までの期間、A社でB業務従事者として勤務し、経営者の長男と一緒にC業務をしていた。この期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の愛称名及び業務内容が、同僚の記憶と一致することから、A社で勤務していたことは推定できる。

しかし、A社の申立期間当時の従業員のうち1人は、「常用勤務者の中には保険料の本人負担を避けるため、本人の希望により社会保険に加入しない人がいた。」と陳述しており、また、別の従業員は、「アルバイト職員は社会保険に加入していなかったと思う。」と陳述していることから、申立期間当時、同社の従業員すべてが厚生年金保険被保険者となる取扱いでは無かったことが推定できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 6 日から 19 年 4 月 1 日まで  
昭和 16 年 12 月 25 日に高校を繰り上げ卒業し、翌 17 年 1 月 6 日にA社に就職した。寮から通勤し、月給 45 円で勤務していたことを覚えている。勤務開始時から労働者年金として給与から保険料が控除されていたと思うが、入社から 19 年 4 月 1 日までの期間、加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、労働者年金保険の被保険者は、工場及び炭鉱で働く男性の肉体労働者に限定されており、同僚の一人は「従業員には、事務の仕事をする職員と筋肉労働をする工員があり、申立人の職種は現場にいる職員のようなもので筋肉労働では無かった。」旨、陳述しており、申立人は現場にいる事務員のようなものであったことが推定できることから、被保険者資格が無かったものと考えられる。

また、申立人と同職種である後輩も、申立期間について労働者年金保険の加入記録が無いことが確認できた。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 7 月まで

A社に派遣業社員として勤務していた期間の給与は、通常勤務の約6万円に加えて、時間外手当に当たるものが約6万円の計12万円前後の支給であった。

通常勤務のローテーション及び休日を利用して市内の事業所へ派遣されて勤務した分が、一括で時間外手当となっており、B業務に従事していたので月に2回休むのが精一杯であった。

給与の支給額に比べて、社会保険庁に記録されている標準報酬額が低い額になっているので、正しい標準報酬月額への変更を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てているところ、申立人から給与明細書等の提出は無く、これを確認できる資料も見当たらなかった。

また、申立人と同時期にC事業所に派遣され、同様の勤務内容であったと陳述している同年代の同僚は、申立人とほぼ同程度の標準報酬月額であることが社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿から確認できる。

そのほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 30 日から 29 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 9 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

私は昭和 28 年ごろ A 社に就職し、29 年 12 月 24 日まで同社に継続して勤務していた。

在職中の昭和 28 年 12 月 24 日及び 29 年 12 月 24 日に業務上の負傷をし、両日ともクリスマス前日であることから、在職期間については間違いないと思っている。継続して勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 28 年ごろから 29 年 12 月 24 日までの期間について、A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は申立期間①の直前の昭和 28 年 12 月 24 日に業務上負傷し、しばらく無断欠勤をしている際に、健康保険被保険者証を事業主に返却した記憶があると陳述している。

また、事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和 28 年 12 月 30 日と記録され、同名簿の備考欄には「証返」との押印がされており申立人の陳述とも符合している。

さらに、申立人の「休んでいる期間も給与の 6 割は保険からもらっていた。」との陳述から、申立人は一度目の業務災害の後、長期にわたる無断欠勤をしたため、事業主により社会保険の喪失手続がとられたものと推測できる。

加えて、申立期間①のうち、一定期間申立人は労災保険法による休業補償給付を受給していたものと推認され、この期間は事業主から給与の支払いが無かったため、給与から厚生年金保険料を控除されていないものと考えられる。

次に、申立期間②については、申立人は一度、健康保険被保険者証を事業主に返却していることは覚えているが、2度目に発行された健康保険被保険者証については記憶が無いと陳述している。

また、事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和29年9月1日と記録されており、同名簿の備考欄には「証返」との押印がされている。

さらに、社会保険庁のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた複数の従業員に聴取したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月15日から同年9月29日まで  
② 昭和31年9月6日から32年7月3日まで  
③ 昭和33年6月5日から36年1月20日まで

厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、申立期間に係る3社について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

私は、脱退手当金の申込み及び説明を受けた記憶は無く、脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和36年10月30日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)をみると、同年7月11日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 6 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 5 月 1 日に A 市にあった B 社（入社当時の社名は、C 社。）に入社し、55 年 6 月 20 日に会社が倒産するまでの間、継続して同社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間当時、申立てに係る事業所において勤務していたと推認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、C 社は昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなり、同日付けで B 社が新規に適用事業所となっていることが確認できる。

しかし、B 社の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

また、申立期間当時の事務担当者は「申立期間の保険料を控除していたかどうか覚えていない。ただ、厚生年金保険に加入していたなら保険料を控除していたが、加入していないのなら控除はしていないはずである。」旨陳述している。

さらに、社会保険事務所の保管する C 社及び B 社に係る被保険者名簿によると、申立人は、C 社で厚生年金保険被保険者資格を昭和 46 年 7 月 6 日に喪失し、政府管掌健康保険の被保険者証を返却した「証返」の押印が確認できるほか、その後、B 社で同被保険者資格を 51 年 4 月 1 日に再取得していることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立期間の約 5 年の間には、5 回の定時決定があったと考えられるが、これらいずれの機会においても、当該事業所及び社会保険事務所が手続漏

れに気付かず、記録を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月4日から29年3月5日まで  
② 昭和29年5月20日から30年7月1日まで

私は、昭和23年9月1日にA社に入社以来、同社を退職する30年6月30日まで、ずっと続けて働いていたのに、途中で厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年9月1日から30年6月30日までA社に継続して勤務していたと申し立てているところ、申立期間①及び②を除く期間については、社会保険庁の記録により、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

一方、当該事業所は昭和31年9月1日に適用事業所で無くなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは事業主を確認することはできず、商業登記簿の記録も無いことから、事業主及び役員から申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料控除についての陳述を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①と②の間において、申立人と同様に2度資格の取得及び喪失を繰り返している者が6人確認でき、同被保険者名簿の記載内容に特に不自然な点は見当たらないほか、これらの者は既に亡くなっているか所在が不明となっているなどのため、申立人の保険料控除について明らかとすることはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人を含め当該事業所で被保険者資格を再取得している者が7人見られるが、いずれも健康保険の整理番号は、最初に同社で取得した時の番号とはそれ

ぞれ別番号となっていることから、申立期間①及び②当時、何らかの事情により、事業主は記録どおりの手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 26 日から 47 年 4 月 26 日まで

昭和 43 年に A 社（現在は、B 社。）に入社してから平成 18 年 3 月まで同社に継続して勤務していたが、C 国の D 社へ出向していた昭和 46 年 3 月 26 日から 47 年 4 月 26 日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している。

私より以前に出向していた人達の厚生年金保険の加入記録はあるので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、A 社から C 国の D 社に昭和 44 年以前に出向した者については、申立てどおり、出向期間中も厚生年金保険に加入していることが確認できる。

一方、昭和 45 年以降に A 社から C 国の D 社に出向した同僚 7 人については、申立人と同様に、出向期間中の厚生年金保険の加入記録は無い。

A 社は、「D 社に出向している期間については、在籍はしているものの、給与が当該現地法人から支払われているために休職扱いになり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させている。」と陳述しているところ、申立人とほぼ同時期に当該現地法人に出向していた同僚が保管していた給与明細書から、当該現地法人から給与が支給されていたこと及び C 国の年金保険料が控除されていたことが確認できる。

この点については、申立期間当時、日本企業から海外赴任した際の厚生年金保険の加入については、厚生省保険局長通達「休業期間中に於ける健康保険及び厚生年金保険の取扱いについて」（昭和 25 年 4 月 14 日保発第 20 号）に基づき、給与が現地法人から支払われていた場合、被保険者資格を喪失させる取扱いをする指導が行われていた。



以上のことから、A社は、昭和45年以降に当該現地法人に出向した者に対しては、それまでの取扱いと異なり厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 10 年 12 月ごろまで  
私は、昭和 60 年ごろから A 社に入社し、平成 10 年 12 月ごろまで勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が全く無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは平成元年 10 月 1 日であり、同日付けで被保険者資格を取得している 5 人の中に申立人の名前が確認できるところ、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、3 年 5 月 7 日付けでさかのぼって元年 10 月 1 日の資格の取得の記録及び 2 年 10 月 1 日の定時決定の記録が取消処理されていることが確認できる。

一方、当該事業所の商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるほか、申立期間当時の複数の従業員は、「申立人は、常務取締役として財務、会計等を担当しており、社会保険事務についても責任ある立場にあった。」旨陳述している上、申立人自身も、「保険料を滞納していたため、社長の息子と一緒に社会保険事務所に行った記憶がある。」としていることから、社会保険業務に主導的な役割を果たしていたと認められる。

これらの事情により、申立人は、取締役として、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から40年4月1日まで

私は、中間管理職としてA社に再入社し、昭和39年4月1日から40年4月1日まで同社に勤務していたのに、社会保険庁の記録では39年4月1日に資格を取得、同年4月21日に資格を喪失となっている。

申立期間は、A社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和40年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとされているところ、申立人の欄には健康保険証を返納したことを示す「証返」の記録が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点はうかがえない。

また、A社の上司及び複数の同僚は、「親会社から社員数を増やすなという命令があり、今で言う派遣のような人もいたと思う。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、申立期間当時の同僚の調査結果からも、申立期間において厚生年金保険料の控除があった事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年から29年2月1日までの間の5年間  
私は、昭和20年から29年2月1日までの間の5年間ぐらいA社で働いていた。同社では、B社の下請けの仕事をしており、C業務に従事していた。  
A社での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主は、「約70年前からB社の仕事をしており、製品を造る際にD品を使っていた。」と陳述しており、申立人の申立内容と符合していることから、申立人の同事業所での在籍は推定できるものの、在籍時期及び期間までは特定できない。

また、A社は、昭和30年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となることが、管轄社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は申立期間において適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月26日から同年11月1日までA社とは別会社であるC社において、厚生年金保険被保険者であったことが当該会社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 5 日から 59 年 3 月 19 日まで A 社に勤務し、58 年 4 月から 59 年 3 月までの 12 か月の厚生年金保険料を支払った。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険加入期間は 11 か月とされているので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月の途中で A 社を退職したとしており、雇用保険の記録からも、申立人の同社の離職日は、同年 3 月 20 日であることが確認できる。

また、申立人提出の昭和 59 年分源泉徴収票の社会保険料控除等の欄に記載されている額は、同年 1 月及び同年 2 月の社会保険料並びに申立人が同年 4 月から勤務した事業所での同年 4 月から同年 12 月までの社会保険料の総額を上回っており、同年 3 月の保険料相当額が事業主により給与から控除されていた可能性は否定できない。

しかし、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 59 年 3 月 21 日であり、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 29 日まで  
社会保険庁の記録では、A社B支店で勤務していた昭和 30 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 29 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

申立期間当時、脱退手当金の制度も知らなかったし、請求手続をしたことも無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 40 年 2 月 12 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 21 日から 35 年 4 月 9 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 4 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 5 月 30 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金支給額の計算のためと思われる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できるほか、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 35 年 4 月 25 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性32人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見される上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に「35.5」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和35年5月30日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は同年5月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

加えて、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日まで

私は、高等学校を卒業後、新卒で昭和 30 年 4 月 1 日にA社に入社し、同年 9 月 18 日まで働いた。社会保険庁の記録によれば、同年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日までの厚生年金保険加入記録が無い。当該期間も同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等学校を卒業後、新卒社員として昭和 30 年 4 月からA社に勤務し、申立期間についても厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に社会保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の記録が残されていないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立人と同じ昭和 30 年 7 月 20 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「昭和 30 年 4 月に新卒社員として入社したが、当時、高等学校から新卒で入社した者は 3 か月間の試用期間が設けられていたと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、入社後すぐに厚生年金保険に加入したと陳述している同僚 4 人は、担当した業務について入社前に職歴があり、経験者として入社したと陳述している。

以上の事情から、A社では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に社員全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 22 日から 45 年 1 月 20 日まで

私は、昭和 43 年 1 月から A 社に勤務し、同社を退職した同年 6 月 22 日に同社社長 B 氏が出資して設立された C 社に就職し、45 年 1 月 20 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、C 社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

C 社は、D 市 E 区ある F ビルに事務所があり、G 業務を行っていた。

C 社に勤務していたのは間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 6 月 22 日に C 社に入社し、45 年 1 月 20 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、C 社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、また、申立人が陳述している同社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿を確認したが、同事業所の記録は見当たらなかった。

さらに、昭和 44 年 1 月及び 46 年 1 月の住宅地図によれば、D 市 E 区にある F ビル内において C 社の記載は確認できない。

加えて、申立人は、C 社在籍当時の上司、同僚について全く記憶しておらず、同社の状況や申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。